

官報

平成十年五月二十九日

○第百四十二回 参議院會議録第三十一号

平成十年五月二十九日(金曜日)

午後四時一分開議

○議事日程 第三十一号

平成十年五月二十九日

午後三時開議

- 第一 中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 特定家庭用機器再商品化法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、パキスタンの地下核実験に抗議する決議案(岡野裕君外八名発議)(委員会審査省略要求事件)
- 一、日程第一より第三まで
- 一、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

岡野裕君外八名発議に係るパキスタンの地下核実験に抗議する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと答へる者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。岡野裕君。

(議案は本号末尾に掲載)

○岡野裕君登壇、拍手

岡野裕君 ただいま議題となりました自由民主党、民主党・新緑風会、公明、社会民主党、護国連合及び自由党の各会派共同提案に係る決議案につきまして、発議者を代表し、提案いたします。案文を朗読いたします。

パキスタンの地下核実験に抗議する決議案

本院は、我が国が唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対する。

核実験は、地球環境と生態系を破壊し、人類の生存を脅かす行為である。しかるに、今回、

インドに続きパキスタンが、我が国を含む各国の真摯な自制の要請を無視して地下核実験を強行したことは、核軍縮・核不拡散の危機を深め、この地域の安定を著しく害する行為であり、極めて遺憾である。

本院はここに、あらためて核兵器廃絶への不中断の努力を誓い、パキスタンの地下核実験に厳重に抗議するとともに、同国が直ちに核実験及び核開発を停止し、無条件に核兵器不拡散条約及び包括的核実験禁止条約に参加するよう強く求めるものである。

政府は、本院の主旨を体し、パキスタン政府に対して直ちに必要かつ適切な措置を講じ、地域の安定と信頼醸成に努めるとともに、すべての国の核兵器の製造、実験、貯蔵、使用等に反対し、国際社会が結束して核軍縮・核不拡散の危機に対処するよう努力すべきである。

右決議する。

以上であります。

何とぞ、本案の趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

表決は起立採決をもって行います。

本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本決議案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

ただいまの決議に対し、内閣総理大臣から発言を求められました。橋本内閣総理大臣。

(國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○國務大臣(橋本龍太郎君) ただいまの御決議に對しまして、所信を申し述べます。

の核実験が行われたことは、極めて遺憾であり、本日経済協力面を含む措置をとったところであり

ます。また、同国には、核実験及び核開発の即時停止と、NPT及びCTBTの無条件締結を強く求めたいと思います。

インド及びパキスタンの核実験実施は、両国間の緊張を高めるとともに、南アジア地域、さらには世界の安全保障に影響を及ぼすものとして懸念しており、地域のすべての関係国に対し、最大限の自制を呼びかけたいと思います。

政府といたしましては、ただいま採択されました御決議の趣旨を体し、国連安保理を初め国際的な場などを通じ、インド及びパキスタンの核実験の停止及び核兵器の開発停止と地域の平和と安全の維持のために全力を尽くし、さらには核兵器のない世界を目指す上での積極的役割を果たしつつ、関係国の理解と実行を促すよう、今後一層の努力を払う所存でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員長斎藤文夫君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○斎藤文夫君登壇、拍手

ただいま議題となりました法律案につきまして、経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、貸し流りの深刻化、金融システム改革等による企業の資金調達の環境変化に対応し、中小企業に対する事業資金の融通の円滑化を図るため、中小企業信用保険法等に規定する卸売業、小売業等について、資本金基準を引き上げ、

平成十年五月二十九日 参議院會議録第三十一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案外一件 議事日程追加の件 財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案外三件

中小企業者等の範囲を拡大しようとするものであります。

委員会におきましては、景気の現状及び今後の経済政策のあり方、本法改正に伴う中小零細企業への配慮、貸し渋り解消への効果、政府系金融機関の中小企業政策における位置づけ等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して山下委員より中小企業信用保険法第三条の三から、普通保険、無担保保険を削除する修正案が提出されました。

次いで、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案について、中小企業経営の安定化を図るための諸施策の充実を求める旨の附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本会の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

日経第三 特定家庭用機器再商品化法案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済・産業委員長吉村剛太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉村剛太郎君登壇、拍手〕

○吉村剛太郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済・産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案は、エネルギーの合理的な使用が義務づけられる工場等の範囲の拡大、省エネ機器普及のため最も効率のよい機器を勧奨した基準の設定等の措置を講じようとするものであります。

次に、特定家庭用機器再商品化法案は、テレビ等の家庭用機器の再商品化のための回収等に関して、消費者、小売業者及び製造業者等の責務を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、法改正で見込まれる省エネルギー効果、リサイクル費用負担のあり方、不法投棄防止への対応策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わって、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下委員より特定家庭用機器再商品化法案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決に入り、まず、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本改正案に対して、八項目の附帯決議を

行いました。

次に、特定家庭用機器再商品化法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対して、十項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

まず、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本会の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 次に、特定家庭用機器再商品化法案の採決をいたします。

本会の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。行財政改革・税制等に関する特別委員長遠藤要君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔遠藤要君登壇、拍手〕

○遠藤要君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、現下の経済情勢等にかんがみ、財政構造改革の当面の目標の年度を平成十七年度とすること等のほか、特例公債の発行額の削減に關し所要の規定を整備することともに、平成十一年度の当初予算における社会保険関係費の量的削減目標に關し所要の規定を整備しようとするものであります。

次に、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案は、平成十年分の所得税について特別減税を追加実施するとともに、中小企業者が取得等をする機械等について特別償却または税額控除を認める措置等を講じようとするものであります。

次に、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案は、平成十年度分の個人住民税について定額による特別減税の額の引き上げ等を行うとともに、一定の不動産取得に係る不動産取得税について特例措置を講ずることとし、あわせてこれらの措置による減収額を埋めるための特例措置を講じようとするものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方交付税の総額を確保するため、平成十年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額し、あわせて同年度に限り緊急地域経済対策費を設ける等の改正を行うこととするものであります。

委員会におきましては、四法律案を一括して議題とし、橋本内閣総理大臣を初め全閣僚の出席を求めて総括質疑を行うとともに、関係大臣に対する一般質疑を行ったほか、参考人からの意見聴取を行いました。

質疑につきましては、総合経済対策の景気浮揚効果、財政構造改革と景気対策の整合性、弾力条項の具体的な発動の条件、社会保障関係費の削減目標緩和の理由、特別減税方式の是非と今後の税制のあり方、総合経済対策に伴う地方財政負担の増大と支援策等について、現下の経済状況にかんがみ集中的かつ熱心に質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して竹村委員より反対、自由民主党、社会民主党・護憲連合及び新党さきがけを代表して釜本理事より賛成、公明を代表して海野委員より反対、日本共産党を代表して笠井委員

より反対、自由党を代表して星野委員より反対の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、四法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 四案に対し、討論の通告がございませう。順次発言を許します。寺崎昭久君。

(寺崎昭久君登壇、拍手)

○寺崎昭久君 私は、民主党・新緑風会を代表しまして、内閣提出の財政構造改革法の一部を改正する法律案外三案に対して、反対の立場から討論を行います。

昨年春以降、我が国経済は危険な領域に入っていたにもかかわらず、総理は、大蔵省や経済企画庁の作文をうのみにし、景気は回復過程にあると言いつつ続けた。そのような誤った景気認識のもと、不況期には絶対にしてはならない財政再建を強行しようとし、日本経済に致命的な一撃を加えるに至ったのであります。その結果、総理は財政構造改革法成立からわずか半年足らずでその改正を余儀なくされました。

しかし、総理は、財政構造改革法の必要性はいささかも変わることがないと強弁し、みずからの責任を認めないばかりか、政治責任をおそれて何もしないことこそ政治責任だと言いつつ開き直り、問題のすりかえをやっております。

私は、まず、このような致命的な政策の失敗を重ねた橋本総理、そして経済、財政の運営について職責を何ら果たすことができなかった松永大蔵大臣、尾身経済企画庁長官らの責任はとりわけ重大であると申し上げざるを得ません。

続いて、財政構造改革法改正案について反対理由を申し述べます。

本法律案は、特例公債発行枠の弾力化を可能とする措置、財政健全化目標の年度の延長及び来年度当初予算における社会保障関係費の量的削減目

標の緩和と内容とするものであります。しかし、財政構造改革法の欠陥は、このような小手先の手直しで解消できる簡単なものでないことは、もはやだれの目にも明らかであります。

昨年、消費税率の引き上げ後の急激な景気の冷え込み、夏以降のアジア金融危機、そして秋には、我が国の大手金融機関の経営破綻などが相次ぐ中で、政府・与党がわずか半年前に全野党の反対を押し切り強行成立させたこの法律は、我が国経済に決定的なダメージを与え、財政構造の改革どころか、デフレ経済への懸念を増幅するという深刻な事態を招いたのであります。

もとより、この法律は、財政構造改革とは名ばかりで、公共事業や社会保障等の今後のあり方について検討もないまま、一律に歳出をカットするという財政構造温存法にすぎず、しかも景気対策で恒久減税を初めとする財政支出が求められているそのときに、特例国債削減目標によって経済運営に手かせ足かせをはめるという、およそ見当違いの悪法であります。

橋本総理は今回、この最小限の法改正によって臨機応変の措置が可能になると表明しておりますが、政府の景気対策の内容は、結局のところ場当たり的な特別減税の積み増しと新社会資本整備とは名ばかりで、土木中心の従来型公共事業の大幅な追加の域を脱していません。

私どもは、政府案のような財政構造改革法の本質的問題を残したままの部分的手直しではなく、思い切った二年間程度その施行を停止し、その間に思い切った景気対策を発動するとともに、財政構造改革のあり方について抜本的な見直しを行うべきであると考えております。

次に、所得税及び個人住民税の追加特別減税関連の三法案について反対理由を申し述べます。

橋本総理は、昨年一たん打ち切った所得税等の特別減税を年末になって突然復活すると表明し、今回、また、本年度予算が成立した直後に特別減税の積み増しを発表いたしました。しかし、この

ように、やらないと言ったり、突然やると言ったり、その場しのぎの特別減税の繰り返して、どうして国民が財布のひもを緩めるでしようか。その消費刺激効果は極めて限定的と言わざるを得ません。このことに加え、定額減税の積み増しは、総理自身が愚の骨頂と認めたように、税制のあり方としても極めていびつな姿をもたらしております。

経済の先行きに対する不透明感、国民の不安感を払拭し、経済の回復を確実なものにするためには、このような場当たり的な特別減税ではなく、税率構造を見直し、最高税率を米、英、日並みの水準に引き下げるなどの形で、三兆円規模の所得税恒久減税を実施すべきであります。

また、政府が提案している個人住民税特別減税については、ただでさえ厳しい地方財政を一層圧迫するものであり、地方分権の観点からも極めて問題が大きいものであります。もとより、住民税は、所得税と課税客が同一であるとはいえず、地方公共団体の行政サービスに対応した広域的課税の性格を持つものであり、所得税と横並びで減税を実施しなればならないいわれは何らありません。景気対策のための所得減税は、国税である所得税のみ実施すべきものと考えます。

以上述べた理由から、民主党・新緑風会としては、四案とも反対であることを重ねて表明し、討論を終ります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 野間起君。

(野間起君登壇、拍手)

○野間起君 私は、自由民主党、社会民主党・護憲連合、新党さきがけを代表いたします。ただいま議題となりました財政構造改革法の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の四法律案につきまして、賛成の討論を行います。

昨年未だの金融機関の予期せざる経営破綻、あるいはアジア地域の通貨金融市場の混乱、それに伴う家計や企業の景況感の厳しさが個人消費や設備投資に影響を及ぼし、我が国経済は停滞状態にあります。

この停滞を打開するため、政府は、去る四月二十四日に十六兆円を超える過去最大の総合経済対策を発表いたしました。この総合経済対策は、景気回復のため、所得税、個人住民税の減税、生活環境対策、情報通信対策を中心とした社会資本整備、中小企業への貸し流し対策、悪化する雇用情勢への対応、不良債権・土地流動化対策、さらには混迷するインドネシアを含むアジア経済への支援等、多岐にわたる内容を含んでおり、景気回復に於ける政府の並々ならぬ決意を示すものであります。

落ち込んでおります我が国経済が速やかに立ち直り、活力を取り戻すことは、国民生活全般に資するもののみならず、アジア経済全体のために国際的にも強く求められておるところであります。我々は、この総合経済対策を高く評価するとともに、その早急な実施を求めるものであります。

さて、政府は、この総合経済対策実施のため、ただいま議題となっております四法律案とともに、これらの予算措置を講じた補正予算案を今国会に提出してまいりました。景気の回復、国民生活の安定、さらにはアジア経済の好転に努めることは、先ほど申し述べましたように、我々の重大な責務であります。そのために、これらの法案を一刻も早く可決、成立させることが求められておりますことを申し上げ、以下、四法律案に対して賛成する理由を申し述べてまいります。

まず、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、本特別措置法は、財政を特別公債依存体質から脱却させ、来るべき少子・高齢化社会に備えるため、昨年、本院において可決、成立させたものであり、財政構造改革にかける決意を示すものであります。

す。しかし、財政構造改革の途上といえども、現下のような厳しい経済状況に当たりましては、特例公債の発行による思い切った財政出動という緊急避難的措置を講じ得る枠組みを設けることは、不況からの脱却を図り、国民生活を守る上で必要やむを得ざることであります。

今回の法改正は、特例国債の発行の弾力化を規定する一方、財政構造改革の根幹を維持するという節度を示したものであり、時宜を得た措置であります。我々は、財政に臨機応変の措置を可能とする本改正案を高く評価するとともに、財政構造改革の方向性自体は堅持されることを強く求めるものであります。

次に、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案及び地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案につきましては、既に本年初めに行われまして二兆円の所得税、個人住民税の減税に、さらに二兆円の減税を上乗せしようとするものであり、これにより本年は計四兆円の所得税、個人住民税の減税がなされるわけであります。

この四兆円減税は、冷え込んでおります消費者のマインドを好転させ、景気回復を図るといふ点で極めて有効かつ適切な措置であります。また、中小企業投資促進や住宅取得促進のための税制改正もあわせて行われておりまして、我々は、これらの減税措置により景気の回復が一層早まることを期待するものであります。

地方交付税法等の一部を改正する法律案につきましては、所得税、個人住民税の減税措置に伴う地方自治体の減収を補うとともに、総合経済対策における地方単独事業の財政的裏づけとなる緊急地域経済対策費を設けるなど、地方自治体の配慮に満ちたものであります。我々は、この地方自治体への財政措置によりまして、地方から着実な景気回復への足音が聞こえてくることを強く願うものであります。

最後に、四法律案に加え、貸し流しの解消を図

る中小企業信用保険法等の一部改正案や補正予算の成立によりまして、総合経済対策が軌道に乗ることを希望いたしますとともに、抜本的な不良債権処理、土地の流動化、有効利用といった景気回復のファンダメンタルズとなるスキームの早期構築を強く要望いたします。私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 荒木清寛君。

○荒木清寛君 私は、公明を代表して、内閣提出の財政構造改革法改正案及び平成十年分特別減税関連三法案の四法案に、いずれも反対の立場から討論を行います。

現在、日本経済は、消費の低迷に伴い企業収益が低下し、それが雇用の悪化や所得減少を通じてさらに消費が低迷するというデフレスパイラルに直面しております。金融不安、雇用不安に加え、社会保障に対する不安が重なり、消費者の消費性向は低下の一途をたどっております。政府が経済対策を打ち出したものの、消費回復の兆しは全く見えず、それどころか株価は低迷を続け、為替は一段と円安傾向を強めております。さらに完全失業率は過去最高の四・一％を記録しました。

こうした事態を招いたのは、言うまでもなく橋本内閣の財政経済運営に関する失政です。消費税率引き上げ、特別減税打ち切り、医療制度改正等により国民に九兆円の負担増を強行したのに加えて、昨年には景気低迷が明らかになっていくにもかかわらず、財政法の成立を強行いたしました。その後、橋本総理は、昨年十二月に突如二兆円減税を公表した一方で、財政法に基づくデフレ型の十年度当初予算を提出し、無理やり成立を図ったのであります。ところが、予算成立直後に記者会見を行い、財政法改正を含む経済対策を公表いたしました。全く一貫性のない行動であり、どのような政策理念に基づいているのか理解ができません。ブレーキとアクセルを同時に踏む愚行と言わざるを得ないのであります。

橋本内閣が将来の財政再建に固執する余り、当面の景気や経済に対し気配りを欠いたことが今日の不況を招いた最大の原因であることを、私は委員会審議の場で指摘いたしました。この指摘に対し、総理は、その指摘は甘受せざるを得ないと答弁されましたが、これまでの経済無策ぶりを本当に反省したとは到底思えないのであります。

以下、財政構造改革法改正案を中心に、四法律案に反対する主な理由を申し上げます。

第一は、橋本総理の経済運営に対する政策判断の誤りが明確にされていないからであります。昨年秋の財政法審議、平成十年度デフレ予算の審議に当たり、我々野党は景気回復の施策をたびたび進言したにもかかわらず、総理は一切耳をかそうとはしませんでした。それにもかかわらず、総理は、前言を翻し、景気対策として十年度補正予算を含め関連法律案を提出されたのであります。この政策判断の重大な誤りについて、総理は一切の責任を回避しておられます。これでは国民が橋本政権を信用しないのはけだし当然です。政府案に賛成することは到底できないのであります。

第二は、財政法の改正が不十分であるからであります。

我々は、財政再建偏重路線から景気重視路線へと政策転換が行われたことを内外に鮮明にするよう、財政法の執行を凍結すべきであると主張してまいりました。しかし、改正案はそこまで踏み込むことを避けております。この結果、今後当初予算は緊縮型とならざるを得ず、予算編成や当初予算審議期間中は機動的かつ果敢な景気対策が打てないということにならざるを得ません。

第三に、この結果、財政法の制約を受けない補正予算が当初予算と同時に並行で策定され、建設国債に依存した従来型公共事業追加予算が組まれるという構造的欠陥が温存されることとなります。このような補正予算の常態化が続くようなことがあれば、財政法第二十九条が有名無実の規定に

なってしまうだけではなく、財政構造改革そのものが根本的に否定されることになってしまうのであります。

第四に、今国民が最も求めている恒久減税が政府案ではできないということであり、

現在のデフレ型の不況は、消費の低迷がその最大の要因であることは論をまちません。一時的な可処分所得の増加、すなわち、特別減税では国民の消費拡大は望めず、長期的な所得拡大、恒久減税こそ求められておるのであります。同時に、恒久減税を決定することが、むだな公共事業の中止を含め、不要不急の歳出の大胆な削減を行うためのインセンティブとなり、経済に活力を与えることになるのであります。

第五に、今回の改正で財政再建目標を当初の二〇〇三年度から二〇〇五年度へと二年後送りしていることでもあります。

財政再建の目標年度は目標値と同じ重要性を持つものであり、これを後送りしたということは、財政法の基本的な枠組みが既に破綻したことを示しているのではありません。しかも、大蔵省が十年度補正予算編成後に国会に提出した財政事情の試算に示された今後の要調整額の推移を見ても、目標年度の再度の延長も必至であります。このような事態となれば、国民の政治不信を一層増幅する結果となることは明白です。

第六に、社会保障関係費だけ平成十一年度においてのみキャップを外すことにしておりますが、場当たり的な改正と言わざるを得ません。そもそも、財政再建の名のもとに福祉の切り捨てを行うことは言語道断、本末転倒であり、このような不当な制約は直ちに撤廃するべきであります。

なお、政府が提出している減税関連三法案は、本年度に新たに二兆円の特別減税を追加しているにすぎません。公明が主張している恒久減税六兆円、四兆円の商品券の支給という十兆円の大規模減税と比較して規模が小さく、単年度限りの一時的な措置であり、景気浮揚効果は期待できません。

我々の主張とは大きな隔たりがあり、賛成できません。

財政構造改革を全うする上で大切なことは、経済の再建なくして財政の再建なしとの原則です。現在の出口の見えない経済不況の真ただ中で、なおかつクラウディングアウトも起きていないときには、財政を拡張的に運営するのが経済政策の鉄則であります。中途半端な財政法の改正は直ちにやめ、我々の主張するように財政法を凍結し、今こそ集中的な財政政策、景気対策を優先させるべきであります。

そうした意味で、橋本内閣の退陣こそが最大の景気対策であることを訴え、討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 笠井亮君。

(笠井亮君登壇、拍手)

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案外三案に対して、反対の討論を行います。

今日、橋本内閣のもとで不況と経済情勢の悪化はいよいよ深刻です。昨年度の経済が二十三年ぶりのマイナス成長に陥る事態になり、加えて雇用の問題も重大さを増しております。政府・自民党は、桜の咲くころと言っていた景気回復の見通しを、最近ではもみじのころには何とかなると言いかえ、依然として安易な展望を語っておりますが、すべての指標がその甘い見通しを打ち砕いているのであります。

国民に対する九兆円もの負担増が消費を急激に冷え込ませているなか、野党の強い反対を押し切って財政法が成立したのは、ちょうど六カ月前の昨年十一月二十八日でありました。私は、我が党を代表してこの本会議の反対討論に立ち、この法律が財政構造改革の名に全く値せず、本法律案による負担増は個人消費にさらに打撃を与え、不況に追い打ちをかけ、さらに景気の一層の悪化は税収の落ち込みを呼び、財政が悪化するという悪

循環に陥る危険を生み出す、このことを厳しく指摘しました。まさに我が党の警告どおりになったのであります。このような事態に日本経済と国民を追い込んだ橋本内閣の責任は極めて重大だと言わなければなりません。

こうした中、国民の暮らしを守る当面緊急の不況対策と国民本位の財政再建という、我が国の経済と進路にかかわる重大な問題での審議が十分尽くされないまま、今まさに今回の四法案の採決が行われようとしていることは到底容認できないものであります。

今回の財政法改定案に反対する第一の理由は、一切の聖域なき歳出削減という法律の名目が崩れたにもかかわらず、国民生活に犠牲を強いる最悪の仕掛けだけはそのまま残していることでもあります。

政府は、今回の総合経済対策で、補正予算による建設国債増発に何ら歯どめがないことを利用して、三兆五千億円もの公共事業費の積み増しを行っております。その結果、公共投資の総額は前年度当初予算比二五％もの増加となり、財政法の言う前年度比七％減という上限枠をはるかに上回るという巨大な聖域が生み出されようとしています。

他方、法案では九年度予算に限り社会保障の上限枠を外すとしているものの、難病対策、児童扶養手当、老人医療費など九年度に改悪されたものには何ら手をつけず、さらに、今後の医療、年金など社会保障の制度改悪を行う方向は何ら変えていません。また、教育現場をめぐる状況がますます深刻になっているのに、多くの父母や教職員が望む三十人学級の実現も抑えられたままであります。

総理が繰り返し答弁している財政法の骨格は変えないというのは、まさにこの国民生活切り捨ての路線であって、それは引き続き景気にも悪影響を与えるものであり、断じて容認できません。第二の理由は、現行の財政法に定められた二〇

〇三年までに財政赤字対GDP三％以下、特別公債を毎年度削減しゼロにするという財政健全化目標を二年先延ばししたとしても、その達成の保証はどこにもないことでもあります。

当院の委員会審議の中で、国家財政の大前提である歳入、とりわけ税収でさえ、既に九七年度分から政府の見込みどおりにいかないことが明らかになりました。今後検討するとしている恒久減税を実施したり、銀行支援のために三十兆円もの公的資金を使っていけば、さらなる赤字国債の発行はいよいよ不可避であります。そうならば、幾ら政府が石にかじりついても達成すると言ってみても、二〇〇五年度までに目標を達成する見通しは全くなき、早晩、財政法の再改定が迫られることは明らかであります。

第三の理由は、新たに弾力条項を設け、経済活動の著しい停滞などの場合、政府の一方的な判断で赤字国債の発行を増発する予算を作成できるようにしていることでもあります。

政府は、昨春秋、財政法案を提出したとき、内閣がこの間、みずから判断のみによって自由に法定された方針等を変更して予算を作成することは許されなくなるという点に、この法律案の大きな意義があると説明してきました。ところが、今回の改定案による弾力条項を見れば、財政法の根本をかなぐり捨て、しかも、その発動基準は法律ではなく政令によるとして、法律そのものによる厳しい規制要件を欠き、事実上、政府に適用要件と判断権をゆだねるものであります。

このように、もはや財政法には道理もない上に、その骨格の基本は崩れており、今とるべき道はあれこれの改正ではありません、きっぱり廃止する以外にないのであります。そして根本的には、財政危機の真の原因であるゼネコン本位の公共投資、軍事費などに思い切ったメスを入れ、国、地方自治体の社会保障公費負担は二十兆円、公共投資は五十兆円という、欧米にも例のない逆立ちした財政構造を根本的に改めることによっ

て、景気回復と財政再建を進めるべきであります。

また、今回提案されている二兆円の特別減税の継続も、二年限りの時限措置では、景気対策の最大の決め手である個人消費拡大への効果は極めて限られています。これでは国民の期待に到底こたえることはできません。所得減税は、基礎控除、扶養控除など、人的控除の引き上げによる庶民に手厚い恒久減税こそ実現すべきであります。

とりわけ、今日の深刻な不況を緊急に打開するには、消費の現場で直接消費を拡大する抜本的な景気対策として、消費税減税が急務中の急務です。消費税減税は、確実に消費を増大させる、所得の低い層ほど負担軽減率が大きくなる、冷えたんだ消費者心理を暖めるなどの特徴を持つものです。

最近、時事通信社が発表した世論調査でも、景気対策に何を望むかという質問に対して、六割もの回答が消費税減税を選択しています。経済界からも消費税減税の声が上がっており、一〇〇％景気浮揚に役立つのは消費税減税だ、これが今景気対策の決め手とさえ言われております。

ここまで消費税減税の世論が高まり、その声が広がっているのに、政府は、九兆円負担増の政治責任を問われるのを恐れて、これに背を向け続けています。今こそ消費税を三％に戻す決断をすべきであります。責任回避の立場をとり続け、この幅広い国民的要求に背を向けるなら、橋本内閣の一層の政策破綻は必至であります。

総理府の調査でも、国民の七割以上が日本は悪い方向に向かっていると答えているものと、このように国民から将来への希望を奪っている橋本内閣は、直ちに退陣し、解散・総選挙により国民の判断を仰ぐべきであることを強く主張して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 阿曾田清君。

(阿曾田清君登壇、拍手)

○阿曾田清君 私は、自由党を代表し、ただいま

議題となりました政府提出、財政構造改革法の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案外特別減税関係二法案に反対する立場から、討論いたします。

今回、改正案が出されました財政構造改革法は、昨年我々の反対を押し切って橋本総理が強引に成立させた法律であります。改正の目的は、現下の経済状況にかんがみてとされております。行間を読みますと、景気の悪化に対応しての改正であり、減税、景気浮揚をねらった政治決断に基づいて、足かせとなる財構法を見直すのだと国民は受けとめておるのであります。

我々がつとに指摘したとおり、日本経済の沈滞状況は極めて深刻で、倒産件数、金額、失業率、各種の統計は戦後最高水準を更新し続け、目を覆うばかりの状況が続いております。内閣の決断は、見通しの誤りをおくられて認めたものであり、このため倒産しなくてもよかった企業が倒産し、失業しなくてもよかった方々が失業しているものであります。求められているのは、みずから招いた不況についての国民に対する反省、謝罪の言葉であり、この法案審議に当たって、総理みずからの責任を明確にされるべきであります。

さて、政府提出の財政構造改革法改正案に反対する理由を申し上げます。

まず、改正の対象となる財政構造改革法自体、構造改革の名に値するものではないことであり、廃止、停止が当然求められるものであります。歳出抑制策は、従来のシーリングをキャップ制に名を変え、硬直的な財務構造を一層硬化させるものであります。歳入面では、赤字国債を民間経済の成長率に合わせて枠をはめる制度となっており、国債の種別や特別会計とのやりくり等によって抜け穴を周到に用意する例外が施され、一方で、経済への機敏な対応を損なう内容となっております。当面の目標を二年先送りしても、内容

の不備が補完されるものではありません。

そしてまた、この財政構造改革法の改正法案と減税法案とあわせても、国民が求めている恒久減税に対応できないという点で全く不十分であります。

減税法案は、特別減税方式を理念なきばらまき型の定額控除方式としたため、課税最低限度額が四百九十二万円にも達しております。納税なくば意見なしの、政治参加の原点を損ねるもので、政治不信の増長を促すばかりの内容となっております。

次に、経済危機への対応も肝心な部分が欠けていることとあります。自由党は、経済再建なくして財政再建はあり得ないとの考えから、今世紀残された三年間を経済再建、経済構造改革のための集中改革期間として三つの提案をしております。反対理由明確化のため、この場をかりて簡潔に申し上げます。

まず第一に、所得税、法人税減税による民力の回復であります。国民、企業が減税を求める声は、単に金をくれというものではありません。適正を欠いた高い税率がやる気を損ねているのだというサブライサイドからの声にこたえる減税こそが求められているのであります。

第二に、土地含み損益の相殺を時限的に認め、不良債権の一挙償却を図ることとあります。不良債権は三万円の値打ちしかないものを十万円の正札を掲げさせる会計等々の制度や、これを直そうともしない政府の怠慢によって生じています。

第三に、規制緩和の徹底と行政改革、そして地方分権の促進であります。キャップ制を定めて単に縛りかけても、そこにある政府は財務屋がはびこるばかりであります。我々の改革により実現される二十一世紀初頭からの簡素で効率的な政府の実現、民力の回復によってこそ生まれるたくましい経済によってこそ、国民がこぞ望む増収が図られ、財政再建が完結するのであります。

最後に、財政をテーマにしたこの法案の審議が、実りある税制論議、健全な財政を求める国民的議論に広くつながることを希望して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより四案を一括して採決いたします。

四案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百八十三
賛成 百七
反対 七十六
よって、四案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時四分散会

出席者は左のとおり。

議長	斎藤 十朗君
副議長	松尾 官平君
議員	阿曾田 清君
	加藤 修一君
	渡辺 孝男君
	山口 哲夫君
	山本 保君
	魚住 裕一郎君
	高橋 令則君
	益田 洋介君
	矢田部 理君
	松 あきら君

末広まきこ君	星野 明市君	武田 節子君	高野 博師君	小山 孝雄君	田村 秀昭君	宮崎 秀樹君	泉 信也君	猪熊 重二君	統 訓弘君	平井 卓志君	永野 茂門君	白浜 一良君	芦尾 長司君	狩野 安君	堂本 暁子君	田村 公平君	中原 爽君	橋本 聖子君	北岡 秀二君	景山俊太郎君	岩井 國臣君	鹿熊 安正君	関根 則之君	河本 英典君	中曾根弘文君	小野 清子君	浦田 勝君	世耕 政隆君	林田悠紀夫君	大河原太一郎君	田沢 智治君	矢野 哲朗君	依田 智治君	三浦 一水君	平田 耕一君	林 芳正君
平野 貞夫君	海野 義孝君	但馬 久美君	鈴木 正孝君	戸田 邦司君	荒木 清寛君	二木 秀夫君	牛嶋 正君	木庭健太郎君	野沢 太三君	扇 千景君	大久保直彦君	水野 誠一君	塩崎 恭久君	奥村 展三君	上吉原一天君	常田 享詳君	長峯 基君	国井 正幸君	釜本 邦茂君	海老原義彦君	吉村剛太郎君	石川 弘君	上野 公成君	永田 良雄君	鈴木 貞敏君	木宮 和彦君	石井 道子君	坂野 重信君	板垣 正君	岡部 三郎君	松浦 功君	溝手 顕正君	山本 一太君	松村 龍二君	長谷川道郎君	龜谷 博昭君

中島 眞人君	鈴木 政二君	佐藤 泰三君	笠原 潤一君	谷川 秀善君	岡 利定君	尾辻 秀久君	西田 吉宏君	石渡 清元君	清水嘉与子君	斎藤 文夫君	岡野 裕君	片山虎之助君	竹山 裕君	遠藤 要君	村上 正邦君	佐々木 満君	井上 裕君	長尾 立子君	小川 勝也君	武田邦太郎君	馳 浩君	谷本 巍君	石井 一二君	南野知恵子君	渡辺 四郎君	清水 達雄君	山本 正和君	三重野栄子君	葉科 満治君	須藤良太郎君	梶原 敬義君	鈴木 和美君	齋藤 勲君	大木 浩君	下稻葉耕吉君	田 英夫君
阿部 正俊君	金田 勝年君	横崎 泰昌君	鴻池 祥肇君	保坂 三蔵君	太田 豊秋君	陣内 孝雄君	成瀬 守重君	鎌田 要人君	久世 公義君	青木 幹雄君	倉田 寛之君	守住 有信君	高木 正明君	真鍋 賢三君	井上 吉夫君	岩崎 純三君	宮澤 弘君	照屋 寛徳君	畑 恵君	和田 洋子君	日下部徳代子君	椎名 素夫君	小林 元君	洲上 貞雄君	中尾 則幸君	野間 越君	及川 一夫君	清水 澄子君	岡崎トミ子君	吉川 芳男君	村沢 牧君	今泉 昭君	井上 孝君	上杉 光弘君	志苦 裕君	赤桐 操君

瀨谷 英行君	角田 義一君	足立 良平君	平田 健一君	朝日 俊弘君	西川きよし君	阿部 幸代君	伊藤 基隆君	小山 峰男君	水島 裕君	菅川 健二君	須藤美也子君	石田 美栄君	菅野 茂君	岩瀬 良三君	山田 俊昭君	西山登紀子君	直嶋 正行君	峰崎 直樹君	川橋 幸子君	長谷川 清君	佐藤 道夫君	有働 正治君	緒方 靖夫君	勝木 健司君	笠井 亮君	吉川 春子君	山下 芳生君	寺澤 芳男君	松前 達郎君	小島 慶三君	筆坂 秀世君	吉岡 吉典君	橋本 敦君	菅野 久光君	笹野 貞子君	広中和歌子君	寺崎 昭久君	久保 亘君	吉田 之久君	立木 洋君
内閣総理大臣	橋本龍太郎君	大蔵大臣	松永 光君	通商産業大臣	堀内 光雄君	自治大臣	上杉 光弘君	農林水産委員	伊藤 基隆君	経済・産業委員	村沢 牧君	国土・環境委員	木庭健太郎君	中曾根弘文君	牛嶋 正君	海野 義孝君	和野 洋子君	菅野 茂君	伊藤 基隆君	牛嶋 正君	松 あきら君	魚住裕一郎君	国民福祉委員	山本 保君	山下 栄一君	労働・社会政策委員	倉田 寛之君	加藤 修一君	山下 栄一君	農林水産委員	伊藤 基隆君	村沢 牧君	中曾根弘文君	牛嶋 正君	海野 義孝君	加藤 修一君	青木 薪次君	和野 洋子君	木庭健太郎君	山本 保君

外交・防衛委員	廣中和歌子君	財政・金融委員	菅野 茂君	文政・科学委員	海野 義孝君	国民福祉委員	山本 保君	労働・社会政策委員	倉田 寛之君	農林水産委員	伊藤 基隆君	経済・産業委員	村沢 牧君	国土・環境委員	木庭健太郎君	中曾根弘文君	牛嶋 正君	海野 義孝君	加藤 修一君	青木 薪次君	和野 洋子君	木庭健太郎君	山本 保君	山下 栄一君	労働・社会政策委員	倉田 寛之君	加藤 修一君	山下 栄一君	農林水産委員	伊藤 基隆君	村沢 牧君	中曾根弘文君	牛嶋 正君	海野 義孝君	加藤 修一君	青木 薪次君	和野 洋子君	木庭健太郎君	山本 保君
---------	--------	---------	-------	---------	--------	--------	-------	-----------	--------	--------	--------	---------	-------	---------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-----------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

行政改革・税制等に関する特別委員

辞任

補欠

朝日 俊弘君 小山 峰男君

和田 洋子君 石田 美栄君

清水 澄子君 渡辺 四郎君

阿部 幸代君 有働 正治君

緒方 靖夫君 須藤美也子君

経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員

辞任

補欠

小山 孝雄君 中原 爽君

大森 礼子君 牛嶋 正君

武田 節子君 海野 義孝君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

文教・科学委員会

理事 松 あきら君 (松あきら君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案(小杉隆君外三名提出)(衆第二十七号)

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

大規模小売店舗立地法案

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第一一四号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

納税者の権利意章に関する質問主意書(山口哲夫君提出)

工業等制限法の抜本的見直しに関する質問主意書(齋藤勲君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

在沖米軍人・軍属等が使用するいわゆるYナン

パー車の保管場所確保に関する質問主意書(照

屋寛徳君提出)

電気製品のはこり付着による火災対策に関する

質問主意書(小川勝也君提出)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通

知した。

大規模小売店舗立地法

中心市街地における市街地の整備改善及び商業

等の活性化の一体的推進に関する法律

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動

があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 官職後の異動年月日

官職名

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

内閣官房

地方行政・警察委員

辞任

補欠

浜四津敏子君

外交・防衛委員

辞任

補欠

角田 義一君

財政・金融委員

辞任

補欠

松浦 孝治君

文教・科学委員

辞任

補欠

長谷川道郎君

国民福祉委員

辞任

補欠

山下 栄一君

労働・社会政策委員

辞任

補欠

魚住裕一郎君

農林水産委員

辞任

補欠

木庭健太郎君

経済・産業委員

辞任

補欠

青木 薪次君

国土・環境委員

辞任

補欠

村沢 牧君

交通・情報通信委員

辞任

補欠

海野 義孝君

但馬 久美君

国土・環境委員

辞任

補欠

村沢 牧君

青木 薪次君

議院運営委員

辞任

補欠

馳 浩君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

行政改革・税制等に関する特別委員

辞任

補欠

野村 五男君

渡辺 四郎君

有働 正治君

須藤美也子君

経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員

辞任

補欠

中原 爽君

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案

は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受

領した。

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する

法律案

高速自動車国道法等の一部を改正する法律案

宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案

放送法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部

を改正する法律案(閣法第九八号)審査報告書

特定家庭用機器再商品化法案(閣法第九七号)審

査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

徳島県吉野川第十堰改築計画等に関する再質問

主意書(竹村泰子君提出)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した

旨の通知書を受領した。

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する

法律

高速自動車国道法等の一部を改正する法律

宇宙開発事業団法の一部を改正する法律

放送法の一部を改正する法律

本日議員岡野裕君外八名から委員会審査省略要求

書を付して次の議案が提出された。
パキスタンの地下核実験に抗議する決議案
本日委員長から次の報告書が提出された。
財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)審査報告書

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一二三号)審査報告書
地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(閣法第一二五号)審査報告書
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一二六号)審査報告書

パキスタンの地下核実験に抗議する決議案
右の議案を決議する。
平成十年五月二十九日

賛成者

岡野 裕 鴻池 祥肇
中島 眞人 西田 吉宏
今泉 昭 齋藤 勲
猪熊 重二 三重野 栄子
戸田 邦司

賛成者

釜本 邦茂 陣内 孝雄
田浦 直 中原 爽
馳 浩 畑 恵
林 芳正 平田 耕一
山本 一太 小川 勝也
平田 健二 但馬 久美
益田 洋介 渡辺 四郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

パキスタンの地下核実験に抗議する決議案
本院は、我が国が唯一の被爆国であることに加
んがみ、あらゆる国の核実験に反対する。
核実験は、地球環境と生態系を破壊し、人類の

生存を脅かす行為である。しかるに、今回、イン
ドに続きパキスタンが、我が国を含む各国の真摯
な自制の要請を無視して地下核実験を強行したこ
とは、核軍縮・核不拡散の危機を深め、この地域
の安定を著しく害する行為であり、極めて遺憾で
ある。

本院はここに、あらためて核兵器廃絶への不断
の努力を誓い、パキスタンの地下核実験に嚴重に
抗議するとともに、同国が直ちに核実験及び核開
発を停止し、無条件に核兵器不拡散条約及び包括
的核実験禁止条約に参加するよう強く求めるもの
である。

政府は、本院の主旨を体し、パキスタン政府に
対して直ちに必要かつ適切な措置を講じ、地域の
安定と信頼醸成に努めるとともに、すべての国の
核兵器の製造、実験、貯蔵、使用等に反対し、国
際社会が結束して核軍縮・核不拡散の危機に対処
するよう努力すべきである。
右決議する。

審査報告書

中小企業信用保険法等の一部を改正する法律
案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。
平成十年五月二十七日

経済活性化及び中小企業
対策に関する特別委員長 斎藤 文夫
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における金融環境の変化に
対応し、中小企業に対する事業資金の融通の円
滑化を図るため、中小企業信用保険法等に規定
する中小企業者等の範囲を改めようとするもの
であって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十年度一
般会計補正予算(第一号)(通商産業省所管)に、
中小企業事業団出資金として七十五億円、信用
保証協会基金補助金として二十五億円、中小企
業金融公庫出資金として六十九億円、中小企業
信用保険公庫出資金として百六十億円、平成十
年度一般会計補正予算(第一号)(厚生省所管)に
環境衛生金融公庫出資金として三十五億円がそ
れぞれ計上されている。

附帯決議

政府は、現下の厳しい経済情勢にかんがみ、中
小企業の経営を安定化させるため以下の点を実現
するべきである。

一、中小企業基本法等における中小企業の範囲の
見直し、中小企業予算、税制のあり方等につい
て中小企業の活性化の観点から早急に再検討す
ること。

二、中小企業金融については、引き続き中小企業
金融公庫等制度金融面からの支援措置を講じて
いくとともに、審査体制の整備、信用保証制度
の充実に努めること。

なお、中小企業による社債発行等直接金融の
円滑化策についても検討すること。
右決議する。

中小企業信用保険法等の一部を改正する法律
案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十年五月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

中小企業信用保険法等の一部を改正する法律
案

中小企業信用保険法等の一部を改正する法
律

(中小企業信用保険法の一部改正)

第一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律
第二百六十四号)の一部を次のように改正す
る。

第二条第一項第一号中「千円」を「五千万円」
に、「三千万円」を「七千万円」に改め、「行うも
の」の下に「(次号の政令で定める業種に属する
事業を主たる事業とするものを除く。)」を加
え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 資本の額又は出資の総額がその業種
ごとに政令で定める金額以下の会社並びに
常時使用する従業員の数がその業種ごとに
政令で定める数以下の会社及び個人であつ
て、その政令で定める業種に属する事業を
主たる事業とするもののうち、特定事業を
行うもの

第二条第一項第三号中「前三号」を「前各号」に
改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)
第二条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律
第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一千万円」を「五千万円」に、
「三千万円」を「七千万円」に改め、「行うもの」
の下に「(次号の政令で定める業種に属する事業を
主たる事業とするものを除く。)」を加え、同号
の次に次の一号を加える。

一の二 資本の額又は出資の総額がその業種
ごとに政令で定める金額以下の会社並びに
常時使用する従業員の数がその業種ごとに
政令で定める数以下の会社及び個人であつ
て、その政令で定める業種に属する事業を
主たる事業とするもののうち、特定事業を
行うもの

(環境衛生金融公庫法の一部改正)

第三条 環境衛生金融公庫法(昭和四十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「一千万円」を「五千万円」に改める。

(中小企業倒産防止共済法の一部改正)

第四条 中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「千万円」を「五千万円」に、「三千万円」を「七千万円」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年五月二十八日

経済・産業委員長 吉村剛太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、内外におけるエネルギー消費量の著しい増加、大量のエネルギーの消費が環境に及ぼす影響に対する懸念の高まり等のエネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に應じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化を図るための措置の拡充、エネルギーを消費する機械器具のエネルギー消費量との対比における性能の向上を図るための措置の拡充等を行うおうとするものであって、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法律施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 二酸化炭素排出量を極力抑制するため、地球温暖化防止対策への取組を一層強化するとともに、産業、運輸、民生の各部門において自主的に実効ある対策が講じられるよう環境整備に努めること。

二 COP3合意による削減目標の達成に当たっては、企業及び国民生活等において省エネルギー努力が求められていることから、学識経験者等国民の意見を幅広く聴取しつつ、その合意形成に努めること。

また、今後一層の温室効果ガスの排出削減を図るため、「革新的な技術開発」等に取り組むなど、省エネルギー政策の強化に努めること。

三 民生部門における一層のエネルギー消費の削減を図るため、省エネルギー型の新しい生活様式の提案等、国民一人一人の節約意識とライフスタイルの見直しにつながるよう、広報体制の一層の拡充及び情報提供の充実に努めること。

四 特定機器におけるエネルギー消費効率の目標基準を設定するに当たっては、可能な限り具体的に明示するとともに、学識経験者等の意見を幅広く聴取し、公平性かつ透明性を確保すること。

五 一般消費者が特定機器を購入するに当たっては、エネルギー消費効率の高い機械器具の選択に資するため、適切な表示等を実施するよう指導すること。

なお、住宅及び業務用建築物に係る省エネルギー対策の強化を図るとともに、自主的な取組についても検討すること。

六 省エネルギー政策とあわせ、原子力対策及び新エネルギーの開発・導入等エネルギーの供給対策を講じ、バランスのとれたエネルギー供給構造を確保すること。

七 地球温暖化防止対策の推進に当たっては、関係省庁の緊密な連携の下、総合的に整合性のあ

る対策を実施するよう努めること。

なお、地球温暖化防止に関する新たな対応の必要性が生じた場合には、直ちに見直しを行うこと。

八 地球温暖化防止に向けて、地球規模での取組が重要であることにかんがみ、発展途上国の取組に対する支援を強化するとともに、先進国が一体となって対応するよう働きかけを行うなど積極的貢献に努めること。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年五月十五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

目次中「第十二条」を「第十二条の五」に、「第二節 指定試験機関(第十二条の二)第十二条の十六」を「第二節 指定試験機関(第十二条の六)第十六」を「第三節 指定講習機関(第十二条の二十二)第二十二」に改める。

第二条第二項中「電気」の下に「(燃料を熱源とする熱を交換して得られる動力を交換して得られる電気)に代えて使用される電気であつて政令で定めるものを除く。以下同じ。」を加える。

第四条第一項中「及びエネルギーの使用の合理化の目標」を「並びにエネルギーの使用の合理化の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り

組むべき措置」に改める。

第六条の見出しを「(第一種エネルギー管理指定工場の指定)」に改め、同条第一項中「の使用量についてを」の年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)の使用量が「一要件に該当するを」数値以上であるに「電気の使用量についてを」電気の年度の使用量が「に改め、同条第二項中(四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる一年度であつて、直前のものをいう。を削り、「要件に該当するを」数値以上であるに、「熱管理指定工場を「第一種熱管理指定工場」に、「電気管理指定工場を「第一種電気管理指定工場」に改め、同条第三項中「熱管理指定工場」を「第一種熱管理指定工場」に、「電気管理指定工場」を「第一種電気管理指定工場」に改め、同条第四項中「エネルギー管理指定工場」を「第一種エネルギー管理指定工場」に改め、同条第五項中「燃料等の」及び「電気の」の下に「年度の」を加え、「要件に該当するを」数値以上となるに改める。

第七条第一項中「特定事業者を」第一種特定事業者に、「エネルギー管理指定工場を」第一種エネルギー管理指定工場に改め、同条第二項中「特定事業者を」第一種特定事業者に改める。

第九条中「熱管理指定工場を」第一種熱管理指定工場に、「電気管理指定工場を」第一種電気管理指定工場に改める。

第十条第二項中「特定事業者を」第一種特定事業者に改め、同条第三項中「エネルギー管理指定工場を」第一種エネルギー管理指定工場に改め、同条第四項中「エネルギー管理指定工場を」第一種エネルギー管理指定工場に改め、同条第五項中「燃料等の」及び「電気の」の下に「年度の」を加え、「要件に該当するを」数値以上となるに改める。

第十条の二 第一種特定事業者は、毎年、通商産業省令で定めるところにより、第一種エネルギー管理指定工場について第四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(中長期的な計画の作成)

第十条の二 第一種特定事業者は、毎年、通商産業省令で定めるところにより、第一種エネルギー管理指定工場について第四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、第一種特定事業者による前項の計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

3 主務大臣は、前項の指針を定めた場合には、これを公表するものとする。

第11条中「特定事業者を第一種特定事業者」に、「熱管理指定工場を第一種熱管理指定工場」に、「電気管理指定工場を第一種電気管理指定工場」に改める。

第12条第一項及び第二項中「エネルギー管理指定工場を第一種エネルギー管理指定工場」に、「特定事業者を第一種特定事業者」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「特定事業者」を「第一種特定事業者」に改める。

第12条の十六第六号中「第12条の六を第12条の十に改め、同条第三号中「第12条の十三を第12条の十七に改め、第二章第二節中同条を第12条の二十とする。

第12条の十五第一項中「第12条の六を第12条の十に改め、第12条の十三第二項を第12条の十七第二項に改め、同条第二項中「第12条の六を第12条の十に改め、第12条の十三を第12条の十七に改め、同条を第12条の十九とする。

第12条の十四を第12条の十八とする。

第12条の十三第一項中「第12条の四第三号」を「第12条の八第三号」に改め、同条第二項第二号中「第12条の三第二号」を「第12条の七第二号」に改め、同項第三号中「第12条の五第一項」を「第12条の九第一項」に改め、同項第四号中「第12条の五第三項、第12条の九を第12条の十第三項、第12条の十三に改め、第12条の十第四項を第12条の十四第四項に改め、同条を第12条の十七とする。

第12条の十二第一項中「第12条の四各号」を「第12条の八各号」に改め、同条を第12条の十六とする。

第12条の十一を第12条の十五とし、第12条の四から第12条の十までを四条ずつ繰り下げる。

第12条の三第一号中「第12条の十三第二項」を「第12条の十七第二項」に改め、同条第二号中「第12条の九を第12条の十三」に改め、同条を第12条の七とする。

第12条の二を第12条の六とする。

第一章第一節中第12条の次に次の四条を加える。

(第二種エネルギー管理指定工場の指定)

第12条の二 通商産業大臣は、第一種熱管理指定工場以外の工場であつて燃料等の年度の使用量が政令で定める数値以上であるものを第一種熱管理指定工場に準じて燃料等の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として、第一種電気管理指定工場以外の工場であつて電気の年度の使用量が政令で定める数値以上であるものを第一種電気管理指定工場に準じて電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として、それぞれ指定することができる。

2 工場を設置している者は、当該工場の前年度における燃料等の使用量又は電気の使用量が前項の政令で定める数値以上であるときは、通商産業省令で定めるところにより、当該工場の燃料等又は電気の使用の状況に関し、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、第一種エネルギー管理指定工場、第六条第二項の規定により燃料等若しくは電気の使用の状況に関し届け出なければならない工場、前項の規定により第一種熱管理指定工場に準じて燃料等の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場(以下「第二種熱管理指定工場」という。又は同項の規定により第一種電気管理指定工場に準じて電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場(以下「第二種電気管理指定工場」という。))については、この限りでない。

3 第二種熱管理指定工場又は第二種電気管理指定工場(以下「第二種エネルギー管理指定工場」という。)を設置している者(以下「第二種特定事業者」という。)は、当該工場につき次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 事業を行わなくなったとき。
二 燃料等の年度の使用量又は電気の年度の使用量について第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなったとき。

4 通商産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場につき同項各号の一に掲げる事由が生じたとき認められるときも、同様とする。

5 通商産業大臣は、第二種熱管理指定工場の燃料等の年度の使用量が第六条第一項の政令で定める数値以上となつた場合又は第二種電気管理指定工場の電気の年度の使用量が同項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場を同項の規定により、燃料等の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として、又は電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場としてそれぞれ指定するときは、当該工場に係る第一項の指定を取り消すものとする。

6 通商産業大臣は、第一項の規定による指定又は前二項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

(エネルギー管理員)
第12条の三 第二種特定事業者は、通商産業省令で定めるところにより、第二種エネルギー管理指定工場ごとに、次に掲げる者のうちから、エネルギー管理員を選任しなければならない。一 通商産業大臣又はその指定する者(以下「指

定講習機関」という。)が通商産業省令で定めるところにより行うエネルギーの使用の合理化に必要知識及び技能に関する講習の課程を修了した者

二 エネルギー管理士免状の交付を受けている者

2 第二種特定事業者は、通商産業省令で定める期間ごとに、前項第一号に該当することによりエネルギー管理員に選任された者に通商産業大臣又は指定講習機関が通商産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3 第二種特定事業者は、通商産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任、死亡又は解任について通商産業大臣に届け出なければならない。

4 第九条及び第十条第一項の規定はエネルギー管理員に、同条第二項の規定は第二種特定事業者指定工場の従業員に準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「エネルギー管理員」とあるのは、「エネルギー管理員」と読み替へるものとする。

(記録)
第12条の四 第二種特定事業者は、第二種エネルギー管理指定工場に帳簿を備え、通商産業省令で定めるところにより、第二種熱管理指定工場にあつては燃料等の使用量その他燃料等の使用の状況並びに燃料等を消費する設備及び燃料等の使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、第二種電気管理指定工場にあつては電気の使用量その他電気の使用の状況並びに電気を消費する設備及び電気の使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し記録しなければならない。

(勸告)
第12条の五 主務大臣は、第二種エネルギー管

理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化が第四條第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第二種エネルギー管理指定工場に係る第二種特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、エネルギーの使用の合理化に關し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができ

第二章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 指定講習機関

第十二条の二十一 第十二条の三第一項第一号の指定は、通商産業省令で定めるところにより、同号及び同条第二項の講習(以下この節及び第二十七條の三において「講習」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 第十二条の七(第二号を除く)、第十二条の八及び第十二条の十七の規定は第十二条の三第一項第一号の指定に、第十二条の九、第十二条の十一、第十二条の十五第二項、第十二条の十六及び第十二条の十八の規定は指定講習機関に準用する。この場合において、第十二条の八中「他に第八條の二第二項の指定を受けた者がなく、かつ、同項とあるのは「第十二条の三第一項第一号」と、第十二条の八第一号、第二号及び第四号、第十二条の九第一項及び第三項、第十二条の十五第二項、第十二条の十六第二項、第十二条の十七第二項並びに第十二条の十八第一項中「試験事務」とあるのは「講習の業務」と、第十二条の九及び第十二条の十七第二項第三号中「試験事務規程」とあるのは「講習業務規程」と、第十二条の十一第一項中「第八條の二第二項とあるのは「第十二条の三第一項第一号」と、第十二条の十七第二項第四号中、第十二条の十三(第十二条の十四第四項において準用する場合を含む。)又は「とあるのは「又は」と読み替えるものとする。

(講習の業務の休廃止)

第十二条の二十二 指定講習機関は、講習の業務

の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、通商産業省令で定める期間内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(公示)

第十二条の二十三 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十二条の三第一項第一号の指定をしたとき。

二 第十二条の二十一第二項において準用する第十二条の十七の規定により指定を取り消し、又は同項において準用する同条第二項の規定により講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

三 前条の規定による届出があつたとき。

第三十八條第二項を次のように改める。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定機器のうち前条に規定する性能が最も優れているものの当該性能、当該特定機器に關する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

第十九條の見出し中「勧告」の下に「及び命令」を加え、同条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた製造事業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 通商産業大臣は、第一項に規定する勧告を受けた製造事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、当該特定機器に係るエネルギーの使用の合理化を著しく害するときは、政令で定める審議会の意見を聴いて、当該製造事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十四條の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の教育活動等における配慮)

第二十四條の二 地方公共団体は、教育活動、広報活動等を行うに当たっては、できる限り、エ

ネルギーの使用の合理化等に関する地域住民の理解の増進に資するように配慮するものとする。

第二十五條第一項中「第四項の下に」並びに第十二條の二第一項及び第四項を加え、「同条第一項」を「第六條第一項」に改め、「事業を行う者」の下に「又は事業者」を加え、同条第二項中「第十二條の下に」及び第十二條の五を加え、「特定事業者」を「第一種特定事業者又は第二種特定事業者」に、「エネルギー管理指定工場」を「第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場」に改め、同条第三項中「第二章第二節」の下に「及び第三節」を、「指定試験機関」の下に「又は指定講習機関」を加える。

第二十五條の二第一項中「又はエネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者」を、「エネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者、第十二條の三第一項第一号の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者又は同条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者」に改める。

第二十五條の三第一項中「第十二條の九」を「第十二條の十三」に、「第十二條の十第四項」を「第十二條の十四第四項」に、「第十二條の十三」を「第十二條の十七」に、「第十二條の二十一第二項において準用する場合を含む。」に改める。

第二十七條の二中「第十二條の十一第一項」を「第十二條の十五第一項」に改める。

第二十七條の三中「第十二條の十三第二項」を「第十二條の十七第二項」に改め、「試験事務」の下に「又は講習の業務」を、「指定試験機関」の下に「又は指定講習機関」を加える。

第二十八條中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第七條第一項」の下に「又は第十二條の三第一項」を加え、同条第二号中「第十二條第五項」の下に、「第十九條第三項」を加える。

第二十九條第一号中「第六條第二項」の下に「又

は第十二條の二第二項」を加え、同条第二号中「第二十五條第一項、第二項」を「第二十五條第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十條の二第一項の規定による提出をしなかつた者

第二十九條に次の二号を加える。

四 第十二條の四の規定に違反して、帳簿を備えず、記録せず、又は虚偽の記録をした者

五 第六條第二項の規定による届出をした者、第一種特定事業者、第十二條の二第二項の規定による届出をした者又は第二種特定事業者であつて、第二十五條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたもの

第二十九條の二中「指定試験機関」の下に「又は指定講習機関」を加え、同条第一号中「第十二條の六」を「第十二條の十」に改め、同条第二号中「第十二條の十四第一項」を「第十二條の十八第一項」(第十二條の二十一第二項において準用する場合を含む。))に、「同条第二項」を「第十二條の十八第二項(第十二條の二十一第二項において準用する場合を含む。))」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十二條の二十一の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第三十一條中「第七條第二項」の下に「又は第十二條の三第三項」を加え、「十万円」を「二十万円」に改める。

附則第二項中「経済事情の推移」を「経済的社会的環境の変化」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(工場の指定についての経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「旧法」

は第十二條の二第二項」を加え、同条第二号中「第二十五條第一項、第二項」を「第二十五條第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十條の二第一項の規定による提出をしなかつた者

第二十九條に次の二号を加える。

四 第十二條の四の規定に違反して、帳簿を備えず、記録せず、又は虚偽の記録をした者

五 第六條第二項の規定による届出をした者、第一種特定事業者、第十二條の二第二項の規定による届出をした者又は第二種特定事業者であつて、第二十五條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたもの

第二十九條の二中「指定試験機関」の下に「又は指定講習機関」を加え、同条第一号中「第十二條の六」を「第十二條の十」に改め、同条第二号中「第十二條の十四第一項」を「第十二條の十八第一項」(第十二條の二十一第二項において準用する場合を含む。))に、「同条第二項」を「第十二條の十八第二項(第十二條の二十一第二項において準用する場合を含む。))」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十二條の二十一の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第三十一條中「第七條第二項」の下に「又は第十二條の三第三項」を加え、「十万円」を「二十万円」に改める。

附則第二項中「経済事情の推移」を「経済的社会的環境の変化」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(工場の指定についての経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「旧法」

という。第六條第一項の規定により指定されている工場は、改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「新法」という。)第六條第一項の規定により指定されたものとみなす。
(処分等の効力)
第三條 前条に規定するもののほか、旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の相当規定によつてしたものとみなす。
(罰則に関する経過措置)
第四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

特定家庭用機器再商品化法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成十年五月二十八日
経済・産業委員長 吉村剛太郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、廃棄物の発生量が増大し、及び再生資源の利用が十分に行われていない状況にかんがみ、特定家庭用機器廃棄物について、基本方針、収集及び運搬に関する小売業者の義務、再商品化等に関する製造業者等の義務及び指定法人に関する事項を定めること等により、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法案施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法案施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

平成十年五月二十九日 参議院会議録第三十一号 特定家庭用機器再商品化法案

一 廃棄物及びリサイクル行政の実施においては、関係官庁間の緊密な連携を図るとともに、個別の生産、流通、消費の実態に即したきめ細かいリサイクル対策推進の必要性を踏まえつつ、総合的な廃棄物及びリサイクル対策について早急に検討を行うこと。

二 本法の施行に当たっては環境基本計画を最大限尊重するとともに、再商品化等に際しての化学物質対策について適正な措置を講ずること。

三 廃棄物の不法投棄が国民経済及び生活環境等に与える影響の重大性等にかんがみ、不法投棄に関する情報収集及び公開に努め、不法投棄の防止等に有効な措置を講ずること。

四 産業界に対しては、リサイクルコスト低減努力を促すとともに、製造業者等のリサイクル事業に対しては、税制・金融面等における支援策を講じ、特に中小企業者が適切に対応出来るよう十分配慮すること。また、既存の回収処分業者等の技術、設備等の積極活用を図るなど、リサイクルコストの低減に寄与する諸施策を充実すること。

五 再商品化費用については、消費者の立場に立つて、各メーカーの技術水準に照らして公平かつ適正に設定されるよう関係各者の努力を促すとともに、消費者に対し適切な情報提供を行うこと。

六 家電リサイクル施設や指定引取り場所の円滑な整備に資するため、廃棄物処理法、建築基準法等の関連法、条例等の運用について国及び地方自治体が十分な配慮を行えるよう環境整備を図ること。

七 当面対象となる家電四品目の廃棄物の回収・再商品化等については、関係各者がそれぞれの役割を自覚して本法の確かつ円滑な施行に努め、市町村の新たな負担とならないよう、本法の趣旨・内容を周知徹底すること。

八 今後廃棄量の増大が予想されるパーソナルコンピュータ等の機器の対象化も視野に入れつつ、それらの再利用、再商品化等について早急

な検討を行うこと。

九 リサイクルを促進するため、製品に関する正確な情報が消費者に対して十分開示されるよう適正な施策を講じるとともに、製品の耐久性の向上、再商品化しやすい材料の選択等を事業者に促すための措置を早急に導入すること。

十 本法が、廃棄物の減量と再生資源の十分な利用による循環型経済社会の実現に資するものとなるよう、適切な運用を図ること。
なお、法施行後、新たな事態が発生した場合には、法律の見直しを含め制度についての所要の改善が迅速に行われるよう措置すること。
右決議する。

特定家庭用機器再商品化法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三條により送付する。
平成十年五月十五日
衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

目次

第一章 総則(第一條・第二條)

第二章 基本方針等(第三條・第八條)

第三章 小売業者の収集及び運搬(第九條・第十六條)

第四章 製造業者等の再商品化等の実施(第十七條・第三十一條)

第五章 指定法人(第三十二條・第四十二條)

第六章 雑則(第四十三條・第五十七條)

第七章 罰則(第五十八條・第六十二條)

附則
第一章 総則
第一條 この法律は、特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の

収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もつて生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
(定義)
第二條 この法律において機械器具が廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二條第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)となつたものについて「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。
一 機械器具が廃棄物となつたものから部品及び材料を分離し、自らこれを製品の部品又は原材料として利用する行為
二 機械器具が廃棄物となつたものから部品及び材料を分離し、これを製品の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為
三 この法律において「再商品化等」とは、再商品化及び熱回収をいう。

4 この法律において「特定家庭用機器」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具その他の機械器具であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして、政令で定めるものをいう。

一 市町村等の廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし当該機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再商品化等が困難であると認められるもの

二 当該機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再商品化等が資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再商品化等に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの

三 当該機械器具の設計又はその部品若しくは原材料の選択が、当該機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再商品化等の実施に重要な影響を及ぼすと認められるもの

四 当該機械器具の小売販売(事業者への販売を含み、販売を業として行う者への販売を除く。以下同じ)を業として行う者の小売販売した当該機械器具の相当数を配達していることにより、当該機械器具が廃棄物となつたものについて当該機械器具の小売販売を業として行う者による円滑な収集を確保できると認められるもの

5 この法律において「特定家庭用機器廃棄物」とは、特定家庭用機器が廃棄物となつたものをいう。

6 この法律において「特定家庭用機器について製造等」とは、次に掲げる行為をいう。

一 特定家庭用機器を製造する行為(他の者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。))の委託(主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ)を受けて行うものを除く。)

二 特定家庭用機器を輸入する行為(他の者の委託を受けて行うものを除く。)

三 前二号に掲げる行為を他の者に対し委託する行為

第二章 基本方針等
(基本方針)
第三条 主務大臣は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を総合的かつ計画的に推進するため、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針(以下「基本方針」という)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の基本的方向

二 特定家庭用機器廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

三 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の促進のための方策に関する事項

四 環境の保全に資するものとしての特定家庭用機器廃棄物の再商品化等の意義に関する知識の普及に係る事項

五 その他特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する重要事項

主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを委託したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(製造業者等の責務)
第四条 特定家庭用機器の製造等を業として行う者(以下「製造業者等」という)は、特定家庭用機器の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実を図ること等により特定家庭用機器廃棄物の発生を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器の設計及びその部品又は原材料の選択を工夫することにより特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。

(小売業者の責務)
第五条 特定家庭用機器の小売販売を業として行う者(以下「小売業者」という)は、消費者が特定家庭用機器を長期間使用できるよう必要な情報を提供するとともに、消費者による特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を確保するために協力するよう努めなければならない。

(事業者及び消費者の責務)
第六条 事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払にに応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。

(国の責務)
第七条 国は、特定家庭用機器に関する情報の収集、整理及び活用、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、前条の事業者及び消費者の協力の促進に資するため、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に要した費用、その再商品化等により有効利用された資源の量その他の特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めなければならない。

3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)
第八条 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第三章 小売業者の収集及び運搬
(引取義務)
第九条 小売業者は、次に掲げるときは、正当な理由がある場合を除き、特定家庭用機器廃棄物を排出する者(以下「排出者」という)から、当該排出者が特定家庭用機器廃棄物を排出する場所において当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

一 自らが過去に小売販売をした特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。

二 特定家庭用機器の小売販売に際し、同種の特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。

(引渡義務)
第十条 小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を引き取つたときは、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合その他の主務省令で定める場合を除き、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等(当該製造業者等が存しないとき、又は当該製造業者等を確知することができないときは、第三十二条第一項に規定する指定法人)に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡さなければならない。

(料金の請求)
第十一条 小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、前条の主務省令で定める場合を除き、当該特定家庭用機器廃棄物の排出者に対し、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等又は第三十二条第一項に規定する指定法人に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すために行う収集及び運搬に関し、料金を請求することができる。

第十二条 小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、第十条の主務省令で定める場合を除き、同条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すべき者が、当該特定家庭用機器廃棄物の引取りに際し、その再商品化等に必要となる行為に請求する料金(第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等にあつては第二十条第一項の規定により公表する料金、第三十二条第一項の規定による指定法人にあつては第三十四条第一項の規定による公表する第三十三条第二号に掲げる業務に関する料金を、当該特定家庭用機器廃棄物の排出者に対し、請求することができ、ただし、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等又は第三十二条第一項に規定する指定法人が当該小売業者の引取りに先立って第二十条第一項の規定により公表する料金又は第三十四条第一項の規定により公表する第三十三条第二号に掲げる業務に関する料金を受領している場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

第十四条 主務大臣は、小売業者が前条第一項の規定により公表した料金が、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を能率的に行つた場合における適正な原価を著しく超えていると認めるときは、当該小売業者に対し、期限を定めて、その公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができ、

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた小売業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該小売業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(指導及び助言)
第十五条 主務大臣は、小売業者に対し、第九条に規定する特定家庭用機器廃棄物の引取り又は第十条に規定する特定家庭用機器廃棄物の引渡しの実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は引渡しの実施に關し必要な指導及び助言をすることができ、

(料金の公表等)
第十三条 小売業者は、主務省令で定めるところにより、第十一条に規定する料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを變更するときも、同様とする。

2 前項の規定により公表される料金は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を能率的に行つた場合における適正な原価を勘案して定められなければならない。

3 小売業者は、第一項の規定により公表される料金の設定に当たっては、排出者の特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を妨げることのないよう配慮しなければならない。

4 小売業者は、特定家庭用機器を使用する者又は特定家庭用機器を購入しようとする者から求められたときは、その求めに応じ、主務省令で

定めるところにより、当該特定家庭用機器に係る第一項又は第二十条第一項若しくは第三十四条第一項の規定により公表された料金について、これらの者に示さなければならない。

(引取義務)
第四章 製造業者等の再商品化等の実施
第十七条 製造業者等は、自らが製造等をした特

定家庭用機器(その者が、他の製造業者等について相続若しくは合併があつた場合における相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は他の製造業者等からその製造等の事業を譲り受けた者であるときは、被相続人若しくは合併により消滅した法人又はその製造等の事業を譲り渡した製造業者等が製造等をしたものを含む。第二十九条第一項において同じ。)に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所としてあらかじめ当該製造業者等が指定した場所(以下「指定引取場所」という。)において、その引取りを求めた者から当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

(再商品化等実施義務)
第十八条 製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物を引き取つたときは、遅滞なく、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を行わなければならない。

2 製造業者等は、前項に規定する再商品化等をするときは、政令で定める特定家庭用機器廃棄物(とくに、生活環境の保全に資する事項であつて、当該再商品化等の実施と一体的に行ふことが特に必要かつ適切であるものとして政令で定める事項を実施しなければならない)。

(料金の請求)
第十九条 製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、当該特定家庭用機器廃棄物の引取りを求めた者に対し、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要となる行為に關し、料金を請求することができ、ただし、当該製造業者等がその引取りに先立って当該料金を受領している場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

(料金の公表等)
第二十条 製造業者等は、主務省令で定めるところにより、前条に規定する料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを變更するときも、同様とする。

2 前項の規定により公表される料金は、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要となる行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものであつてはならない。

3 製造業者等は、第一項の規定により公表される料金の設定に当たっては、排出者の特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を妨げることのないよう配慮しなければならない。

4 製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求めた者に対し、第一項の規定により公表した料金の額以外の額を再商品化等に必要となる行為に關する料金として請求してはならない。

(料金に対する勧告等)
第二十一条 主務大臣は、製造業者等が前条第一項の規定により公表した料金が特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要となる行為を能率的に実施した場合における適正な原価を著しく超えているとき、又は製造業者等が特定家庭用機器廃棄物の引取りに際し同項の規定により公表した料金の額以外の額を請求しているときは、当該製造業者等に対し、期限を定めて、その公表した料金を變更すべき旨の勧告をすることができ、

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた製造業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(再商品化等の基準)
第二十二条 製造業者等は、引き取つた特定家庭用機器廃棄物について、毎年度、特定家庭用機器廃棄物ごとに政令で定める再商品化等を実施すべき量に關する基準に従い、その再商品化等を行わなければならない。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた製造業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(再商品化等の基準)
第二十二条 製造業者等は、引き取つた特定家庭用機器廃棄物について、毎年度、特定家庭用機器廃棄物ごとに政令で定める再商品化等を実施すべき量に關する基準に従い、その再商品化等を行わなければならない。

2 製造業者等は、前項に規定する再商品化等をしたときは、その状況について公表するよう努めなければならない。

(認定の取消し)
第二十五条 主務大臣は、第二十三条第一項の規定に係る再商品化等が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

第二十三条 製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を行うとき(他の者に委託して再商品化等を行うときを含む。以下この条において「再商品化等」という。)

(表示)
第二十六条 製造業者等は、特定家庭用機器を販売する時までに、主務省令で定めるところにより、これに当該特定家庭用機器の製造等をした者としての表示を付さなければならない。

一 当該再商品化等に必要となる行為を実施する者が主務省令で定める基準に適合すること。

(指導及び助言)
第二十七条 主務大臣は、製造業者等に対し、第二十七条に規定する特定家庭用機器廃棄物の引取り又は特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要となる行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は再商品化等に必要となる行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

二 前項に規定する者又は再商品化等に必要となる行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は再商品化等に必要となる行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)
第二十八条 主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り又は再商品化等に必要となる行為をしない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対し、当該引取り又は再商品化等に必要となる行為をすべき旨の勧告をすることができる。

二 前項に規定する者又は再商品化等に必要となる行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は再商品化等に必要となる行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(指定引取場所に係る勧告)
第三十一条 主務大臣は、前条の規定による引出があつた場合において、同条に規定する事態の発生を回避することにより特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を確保するため特に必要があると認めるときは、当該引出に係る製造業者等に対し、当該引出をした市町村又は小売業者等による特定家庭用機器廃棄物の当該製造業者等への円滑な引渡しを確保するために必要な指定引取場所を設置すべきことを勧告することができる。

二 前項に規定する者又は再商品化等に必要となる行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は再商品化等に必要となる行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(指定)
第三十二条 主務大臣は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務(以下「再商品化等業務」という。)を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、主務省令で定める区分ごとに、その申請により、再商品化等業務を行う者(以下「指定法人」という。)として指定することができる。

二 前項に規定する者又は再商品化等に必要となる行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は再商品化等に必要となる行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

二 前項に規定する者又は再商品化等に必要となる行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は再商品化等に必要となる行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

二 前項に規定する者又は再商品化等に必要となる行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は再商品化等に必要となる行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

二 前項に規定する者又は再商品化等に必要となる行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は再商品化等に必要となる行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

二 前項に規定する者又は再商品化等に必要となる行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は再商品化等に必要となる行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

二 前項に規定する者又は再商品化等に必要となる行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は再商品化等に必要となる行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

二 前項に規定する者又は再商品化等に必要となる行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は再商品化等に必要となる行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

二 前項に規定する者又は再商品化等に必要となる行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は再商品化等に必要となる行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

製造業者等への円滑な引渡しを確保されるよう適正に配置しなければならない。

2 製造業者等は、指定引取場所を指定したときは、当該指定引取場所の位置について、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(市町村長等による引出)
第三十条 市町村の長及び小売業者は、製造業者等が指定引取場所を適正に配置していないことにより、当該製造業者等が第十七条の規定により引き取るべき特定家庭用機器廃棄物の当該製造業者等への引渡しに著しい支障をきたす事態が生ずるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その旨を申し出ることができる。

(指定引取場所に係る勧告)
第三十一条 主務大臣は、前条の規定による引出があつた場合において、同条に規定する事態の発生を回避することにより特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を確保するため特に必要があると認めるときは、当該引出に係る製造業者等に対し、当該引出をした市町村又は小売業者等による特定家庭用機器廃棄物の当該製造業者等への円滑な引渡しを確保するために必要な指定引取場所を設置すべきことを勧告することができる。

第三十二条 主務大臣は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務(以下「再商品化等業務」という。)を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、主務省令で定める区分ごとに、その申請により、再商品化等業務を行う者(以下「指定法人」という。)として指定することができる。

第三十三条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 製造業者等であつてその製造等に係る特定家庭用機器の量が主務省令で定める要件に該当するもの(以下「特定製造業者等」という。)の委託を受けて、当該特定製造業者等が再商品化等をするべき特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要となる行為を実施すること。

二 第十七条の規定により引き取るべき製造業者等が存せず、又は当該製造業者等を確知することができない特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要となる行為を実施すること。

三 市町村の長の引出を受けて、主務大臣が製造業者等への特定家庭用機器廃棄物の引渡しに支障が生じている地域として主務省令で定める条件に該当する旨を公示した地域をその区域とする市町村又は当該地域の住民からの求めに応じ、当該地域に係る市町村の収集した特定家庭用機器廃棄物又は当該住民が排出した特定家庭用機器廃棄物をその再商品化等をするべき者に引き渡すこと。

四 特定家庭用機器廃棄物の排出並びに収集及び運搬並びに再商品化等の実施に関する調査並びに特定家庭用機器廃棄物の適正な排出並びに収集及び運搬並びに再商品化等の実施の確保に関する普及及び啓発を行うこと。

五 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の実施に関し、排出者、市町村

きは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)
第三十三条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 製造業者等であつてその製造等に係る特定家庭用機器の量が主務省令で定める要件に該当するもの(以下「特定製造業者等」という。)の委託を受けて、当該特定製造業者等が再商品化等をするべき特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要となる行為を実施すること。

二 第十七条の規定により引き取るべき製造業者等が存せず、又は当該製造業者等を確知することができない特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要となる行為を実施すること。

三 市町村の長の引出を受けて、主務大臣が製造業者等への特定家庭用機器廃棄物の引渡しに支障が生じている地域として主務省令で定める条件に該当する旨を公示した地域をその区域とする市町村又は当該地域の住民からの求めに応じ、当該地域に係る市町村の収集した特定家庭用機器廃棄物又は当該住民が排出した特定家庭用機器廃棄物をその再商品化等をするべき者に引き渡すこと。

四 特定家庭用機器廃棄物の排出並びに収集及び運搬並びに再商品化等の実施に関する調査並びに特定家庭用機器廃棄物の適正な排出並びに収集及び運搬並びに再商品化等の実施の確保に関する普及及び啓発を行うこと。

五 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の実施に関し、排出者、市町村

等の照会に応じ、これを処理すること。

(料金等の公表等)

第三十四条 指定法人は、主務省令で定めるところにより、前条第二号及び第三号に掲げる業務に関する料金その他主務省令で定める事項について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときは、同様とする。

2 指定法人は、特定家庭用機器を使用する者から求められたときは、その求めに応じ、主務省令で定めるところにより、当該特定家庭用機器に係る第二十条第一項又は前項の規定により公表された料金について、その者に示さなければならない。

(再商品化等業務規程)

第三十五条 指定法人は、再商品化等業務を行うときは、その開始前に、再商品化等業務の実施方法、第三十三条第一号の委託に係る料金(以下「委託料金」という。)の額の算出方法並びに同条第二号及び第三号に規定する業務に関する料金その他の主務省令で定める事項について再商品化等業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 再商品化等業務の実施方法、委託料金の額の算出方法並びに第三十三条第二号及び第三号に掲げる業務に関する料金が適正かつ明確に定められていること。

二 指定法人及び指定法人との間に第三十三条第一号の委託に係る契約(以下「再商品化等契約」という。)又は特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為の実施の契約を締結する者の責任並びに委託料金の收受に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをする

ものでないこと。

四 関連事業者及び一般消費者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 主務大臣は、第一項の認可をした再商品化等業務規程が再商品化等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その再商品化等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十六条 指定法人は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、再商品化等業務に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、再商品化等業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第三十七条 指定法人は、主務大臣の許可を受けなければならない。再商品化等業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(契約の締結及び解除)

第三十八条 指定法人は、再商品化等契約の申込者が再商品化等契約を締結していたことがある特定製造業者等である場合において、その者につき、支払期限を超えてまだ支払われていない委託料金があるとき、その他主務省令で定める正当な理由があるときを除いては、再商品化等契約の締結を拒絶してはならない。

2 指定法人は、再商品化等契約を締結した特定製造業者等の当該再商品化等契約に係るすべての特定家庭用機器廃棄物の再商品化等をしたとき、その他主務省令で定める正当な理由があるときを除いては、再商品化等契約を解除してはならない。

(帳簿)

第三十九条 指定法人は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、再商品化等業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告及び立入検査)

第四十条 主務大臣は、再商品化等業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、再商品化等業務若しくは資産の状況に必要の報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、再商品化等業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第四十一条 主務大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、指定法人に対し、再商品化等業務に関し監督上必要な命令をすることができ、(指定の取消し等)

第四十二条 主務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十二条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 再商品化等業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき、又は第三十五条第一項の認可を受けた同項に規定する再商品化等業務規程によらないで再商品化等業務を行ったとき。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第六章 雑則

(特定家庭用機器廃棄物に係る管理票)

第四十三条 小売業者は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取るときは、第十条の主務省令で定める場合を除き、特定家庭用機器廃棄物管理票(以下単に「管理票」という。)に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該排出者に当該管理票の写しを交付しなければならない。

2 前項の規定により排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取った小売業者は、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等(当該製造業者等が存しないとき、又は当該製造業者等を確知することができないときは、指定法人(以下この条において「再商品化等実施者」という。))に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該再商品化等実施者に同項の規定により記載した管理票を交付しなければならない。

3 再商品化等実施者は、前項の規定により小売業者から特定家庭用機器廃棄物を引き取るときは、同項の規定により交付された管理票に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該小売業者に当該管理票を交付しなければならない。この場合において、当該再商品化等実施者は、当該管理票の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4 小売業者は、前項の規定による管理票の交付を受けたときは、当該管理票を当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

5 小売業者は、第一項の規定により管理票の写しを交付した排出者から、その者から引き取った特定家庭用機器廃棄物に係る前項の規定により保存する管理票を閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒ん

ではない。

第四十四条 指定法人は、第三十三条第三号に掲げる業務として排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取る場合であつて、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等があるときは、管理票に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該排出者に当該管理票の写しを交付しなければならない。

2 前項の規定により排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取った指定法人は、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該製造業者等に同項の規定により記載した管理票を交付しなければならない。

3 製造業者等は、前項の規定により指定法人から特定家庭用機器廃棄物を引き取るときは、同項の規定により交付された管理票に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該指定法人に当該管理票を回付しなければならない。この場合において、当該製造業者等は、当該管理票の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4 指定法人は、前項の規定による管理票の回付を受けたときは、当該管理票を当該回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

5 指定法人は、第一項の規定により管理票の写しを交付した排出者から、その者から引き取った特定家庭用機器廃棄物に係る前項の規定により保存する管理票を閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(管理票の交付等の委託)

第四十五条 小売業者又は前条第一項に規定する指定法人は、特定家庭用機器廃棄物の収集又は

運搬を他の者に委託して行うときは、当該特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬を受託した者(以下「収集運搬受託者」という。)に対し、第四十三条第一項から第三項まで又は前条第一項から第三項までに規定する管理票に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定により管理票に関する事務の委託を受けた収集運搬受託者は、主務省令で定めるところにより、その事務を行わなければならない。

(管理票の受領の確認)

第四十六条 製造業者等及び指定法人は、排出者からその者が排出した特定家庭用機器廃棄物に係る管理票の受領についての確認を求められたときは、正当な理由がなければ、当該管理票の受領の有無について返答しなければならない。

(管理票に係る勧告)

第四十七条 主務大臣は、小売業者、製造業者等、指定法人又は収集運搬受託者が第四十三条、第四十四条、第四十五条第二項又は前条の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

(再商品化等により得られた物の利用義務)

第四十八条 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等により得られた物を利用することができる事業を行う者は、再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)で定めるところにより、これを利用する義務を課せられるものとする。

2 特定家庭用機器の製造、加工又は販売の事業を行う者は、再生資源の利用の促進に関する法律で定めるところにより、その事業に係る特定家庭用機器のうち特定家庭用機器廃棄物として排出されたものの再商品化等を促進するための措置を講ずる義務を課せられるものとする。

(指定法人等に係る廃棄物処理法の特例等)

第四十九条 小売業者又は指定法人若しくは指定

法人の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬を業として行う者は、廃棄物処理法第七條第一項又は第十四條第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬(第九條の規定による引取り若しくは第十條の規定による引渡し又は第三十三條第三号に掲げる業務に係るものに限る。)を業として行うことができる。

2 第二十三條第一項の認定を受けた製造業者等、指定法人又はこれらの者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要ない行為(一般廃棄物(廃棄物処理法第二條第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。))又は産業廃棄物(同条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。))の運搬又は処分再生することを含む。)に該当するものに限る。)を業として実施する者(当該認定を受けた製造業者等から委託を受ける者にあつては、第二十三條第二項第二号に規定する者である者に限る。))は、廃棄物処理法第七條第一項若しくは第四項又は第十四條第一項若しくは第四項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。

3 指定法人は、第一項に規定する特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

4 第一項に規定する者は、廃棄物処理法第七條第九項及び第七條の四又は第十四條第八項及び第九項並びに第十四條の三の二の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第七條第八項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。))又は産業廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第十四條第八項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。))とみなす。

5 第二項に規定する者は、廃棄物処理法第七條第九項及び第七條の四又は第十四條第八項及び第九項並びに第十四條の三の二の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者(廃棄物処理法第七條第八項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。以下同じ。))又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者(廃棄物処理法第十四條第八項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。))とみなす。

6 前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九條の三の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

(特例)

第五十条 産業廃棄物収集運搬業者(小売業者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物(産業廃棄物であるものに限る。以下「特定家庭用機器産業廃棄物」という。))の収集又は運搬を業として行う者に限る。))は、廃棄物処理法第七條第一項の規定にかかわらず、厚生省令で定めるところにより、特定家庭用機器産業廃棄物(一般廃棄物であるものに限る。以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。))の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、廃棄物処理法第六條の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準に従い、特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

2 廃棄物処理法第七條第一項の許可を受けた者が行う収集及び運搬並びに同条第四項の許可を受けた者が行う処分であつて特定家庭用機器一般廃棄物に係るものについては、同条第八項の規定は、適用しない。

3 廃棄物処理法第十二條第三項及び第十二條の三第一項の規定は、事業者が、その特定家庭用機器産業廃棄物を小売業者、第二十三條第一項

の認定を受けた製造業者等又は指定法人に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該特定家庭用機器産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分委託(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者に対するものを除く。)については、適用しない。

4 一般廃棄物収集運搬業者(小売業者の委託を受けて特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に限る。)は、廃棄物処理法第十四条第一項の規定にかかわらず、厚生省令で定めるところにより、特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準に従い、特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

(帳簿)
第五十一条 製造業者等は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、特定家庭用機器産業物の再商品化等に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第五十二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売業者又は製造業者等に対し、特定家庭用機器産業物の収集若しくは運搬又は再商品化等の実施の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第五十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、小売業者又は製造業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

ない。

(市町村による引渡し)

第五十四条 市町村は、その収集した特定家庭用機器産業物を第十七条の規定により当該特定家庭用機器産業物を引き取るべき製造業者等又は指定法人に引き渡すことができる。

(主務大臣等)

第五十五条 この法律における主務大臣は、厚生大臣及び通商産業大臣とする。ただし、第三条第一項の規定による基本方針の策定並びに同条第三項の規定による基本方針の変更及び公表に関する事項については、厚生大臣、通商産業大臣及び環境庁長官とする。

2 この法律における主務省令は、厚生大臣及び通商産業大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第五十六条 第五十二条及び第五十三条の規定による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(経過措置)

第五十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第五十八条 第十四条第二項、第十六条第二項、第二十一条第二項又は第二十八条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条の許可を受けずに再商品化等業務の全部を廃止したとき。

二 第三十九条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しな

かったとき。

三 第四十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第四十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第六十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

二 第五十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第五十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第六十二条 第二十六条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章、第四章、第五章(第三十一条、第三十五条及び第三十六条を除く。)、第四十三条から第四十七条まで、第四十九条から第五十四条まで、第七章及び附則第四条(厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)第六条中第二十七号の三の次に一号を加える改正規定(、再商品化等の認定を行い、及びその認定を取り消しに係る部分に限る。))に限る。の規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(指定法人に係る経過措置)

第二条 指定法人は、前条ただし書に規定する規定の施行の日前においても、再商品化等業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(検討)

第三条 政府は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四十条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

定の施行の日前においても、再商品化等業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(厚生省設置法の一部改正)

第四十条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第五十条 第二十八号中「及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第 号)を」、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第 号)及び特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第 号)」に改める。

第六十条 第二十七号の五を第二十七号の六とし、第二十七号の四を第二十七号の五とし、第二十七号の三の次に次の一号を加える。

二十七の四 特定家庭用機器再商品化法の定めるところにより、基本方針を定め、再商品化等の認定を行い、及びその認定を取り消し、並びに同法の規定に基づき指定法人を指定し、及び指定法人に対し、認可その他監督を行うこと。

(通商産業省設置法の一部改正)

第五十条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四十条 第七十三号の次に次の一号を加える。

七十三の二 特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第 号)の施行に関するこ

と。

五の五 特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第 号)による基本方針の策定、変更及び公表に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

審査報告書

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十年五月二十九日

行財政改革・税制等
に關する特別委員長 遠藤 要
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、現下の経済情勢等にかんがみ、財政構造改革の当面の目標の年度を平成十七年度とすること等のほか、特例公債を発行する場合におけるその発行額の削減に關し所要の規定を整備するとともに、平成十一年度の当初予算における社会保障関係費の量的削減目標に關し所要の規定を整備しようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

財政構造改革の推進に關する特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十年五月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

財政構造改革の推進に關する特別措置法の一部を改正する法律案
財政構造改革の推進に關する特別措置法の一部を改正する法律案

審査報告書

財政構造改革の推進に關する特別措置法(平成九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「平成十五年度」を「平成十七年度」に改め、「国内総生産をいう」の下に。以下同じを加え、同条第二号中「平成十四年度」を「平成十六年度」に改め、「発行する場合」には、「の下に」著しく異常かつ激甚な非常災害の発生又は経済活動の著しい停滞(国内総生産の伸び率の低い事態が継続する等の政令で定める状況をいう)が国民生活等に及ぼす重大な影響に対処するための施策の実施に重大な支障が生ずるときを除きを加え、「平成十五年度」を「平成十七年度」に改める。

第五条第一項中「平成十五年度」を「平成十七年度」に改める。

第八条第一項第二号中「平成十一年度及び」を削り、「当該年度の前年度」を「平成十一年度」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 平成十一年度の当初予算における社会保障関係費の額の平成十年度の当初予算における社会保障関係費の額に対する増加額は、できる限り抑制した額とすること。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十年五月二十九日

行財政改革・税制等
に關する特別委員長 遠藤 要
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、平成十年分の所得税について特別減税を追加実施するとともに、中小企業者等が取得等をする機械等について特別償却又は税額控除を認める措置を講ずるほか、住宅取得促進税制の拡充等を行おうとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

費用

本法律施行に伴う平成十年度の租税減収見込額は、一兆四千七百三十億円である。

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十年五月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案
平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成十年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条 平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成十年法律第一号)の一部を次のように改正する。

うに改正する。

第二条第三号中「第八条の三第四項後段、第八条の四第一項後段」を「第八条の三第四項第一号、第八条の五第一項後段」に改め、「第十条の六第四項」の下に、第十条の七第三項から第五項まで及び第十一項を加え、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条の次に次の一号を加える。

九 主たる給与等 所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した給与等の支払者から支払を受ける給与等をいう。

第二条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 予定納税基準額 所得税法第四十一条に規定する予定納税基準額をいう。

第二条に次の一号を加える。
十一 特定公的年金等 所得税法第二百三十三条の五第四項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の際に經由した公的年金等の支払者から支払を受ける公的年金等をいう。

第四条中「一万八千円」を「三万八千円」に、「九千円」を「一万九千円」に改め、同条の次に次の一号を加える。

(居住者の平成十年分の所得税に係る予定納税額の納期等の特例)

第四条の二 居住者の平成十年分の所得税に係る予定納税額(所得税法第二条第一項第三十六号に規定する予定納税額をいう。以下この条及び第八号において同じ。)の納期、予定納税基準額の計算の基準日、予定納税額を納付すべき居住者及び特別農業所得者(同項第三十五号に規定する特別農業所得者をいう。以下この条及び第八号において同じ。)に係る判定の日、予定納税額を納付すべき特別農業所得者であるとの見込みの承認の申請の期限並びに予定納税額の減額の承認の申請の期限

については、次に定めるところによる。

一 所得税法第四十四条の規定の適用については、同条第一項中「その年七月一日」とあるのは「平成十年八月一日」と、「その年十一月一日」とあるのは「同年十一月一日」とする。

二 所得税法第五十五条の規定の適用については、同条中「その年五月十五日」とあるのは「平成十年六月十五日」と、「その年六月三十日」とあるのは「同年七月三十一日」と、「その年五月十六日から七月三十一日まで」とあるのは「同年六月十六日から八月三十一日まで」とする。

三 所得税法第六十六条の規定の適用については、同条第一項中「その年五月十五日」とあるのは「平成十年六月十五日」と、「その年六月十五日」とあるのは「同年七月十五日」とする。

四 所得税法第八十条の規定の適用については、同条中「その年五月一日又はその年九月十五日」とあるのは、「平成十年六月一日又は同年九月十五日」とする。

五 所得税法第九十条の規定の適用については、同条第一項中「その年五月一日」とあるのは「平成十年六月一日」と、「同条第二項中「その年五月十五日」とあるのは「平成十年六月十五日」と、「同条第四項中「その年五月一日」とあるのは「平成十年六月一日」とする。

六 所得税法第一百一十一条の規定の適用については、同条第一項中「その年八月三十一日」とあるのは「平成十年七月三十一日」と、「その年七月十五日」とあるのは「同年八月十五日」と、「同条第三項中「その年八月十五日」とあるのは「平成十年七月十五日」とする。

第五十一条を次のように改める。
居住者(所得税法第七十一条第一項各号に掲げる居住者を除く。)の平成十年分の所得税に

係る前条第一号の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第一項の規定により同項に規定する第一期において納付すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項及び次項において「控除前第一期予定納税額」という。)から予定納税特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該予定納税特別減税額が当該控除前第一期予定納税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該控除前第一期予定納税額に相当する金額とする。

第五十二条第四項中「第一項又は第二項を第一項から第三項までに」、「第一項各号を第一項に」、「それぞれ所得税法第四十四条第一項又は第二項を所得税法第四十四条第一項の規定により納付すべき所得税の額と、第三項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は同法に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項を、前二項に」、「一万八千円を三万八千円に改め、(所得税法第四十四条第一項に規定する予定納税基準額をいう。を削り、「九千円を一万九千円に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「同条の規定の適用については、を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、予定納税特別減税額を控除前第一期予定納税額から控除してもなお控除しきれない金額(以下この項において「控除未済予定納税特別減税額」という。)があるときは、前条第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第四十四条第一項の規定により同項に規定する第二期(次項において「第二期」という。)において納付すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項において「控除前第二期予定納税額」という。)から当該控除未済予定納税特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該控除未済予定納税特別減税額が当該控除前第二期予定納税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該控除前第二期予定納税額に相当する金額とする。

減税額が当該控除前第二期予定納税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該控除前第二期予定納税額に相当する金額とする。

第九十一条第一項中「(所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した給与等の支払者から支払を受ける給与等をいう。以下この項及び次項において同じ。を削り、「同法第九十条を、次条第一項又は所得税法第九十条に、「当初控除適用給与等」を「第一回目当初控除適用給与等」と改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、当初給与と特別減税額を第一回目当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額(以下この項及び第四項において「第一回目控除未済当初給与と特別減税額」という。)があるときは、当該第一回目控除未済当初給与と特別減税額を、前項の居住者が第一回目当初控除適用給与等の支払を受けた日後に当該第一回目当初控除適用給与等の支払者から支払を受ける平成十年中の主たる給与等(次条第一項若しくは第二項の規定又は所得税法第九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「第二回目以降当初控除適用給与等」という。)につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額(以下この項において

「第二回目以降当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から順次控除(それぞれの第二回目以降当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。)をした金額に相当する金額をもって、それぞれの第二回目以降当初控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする。

第九十二条第三項中「給与と特別減税額を「当初給与と特別減税額」と、「当初控除適用給与等」を「第一回目当初控除適用給与等」に改め、同条第五項を削り、同条第四項中「又は第二項を、第二項又は第四項に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 平成十年二月一日において給与等の支払者(以下この項及び次項において「当初控除基準日給与支払者」という。)から主たる給与等の支払を受ける者である居住者(以下この項及び次項において「当初控除基準日在職者」という。)が、当該当初控除基準日給与支払者から第一回目当初控除適用給与等の支払を受けた日後に当該当初控除基準日給与支払者以外の者(以下この項及び次項において「他の給与支払者」という。)から同年中の主たる給与等の支払を受けることとなる場合次条第四項の規定の適用がある場合を除く。)において、当該当初控除基準日在職者に係る第一回目控除未済当初給与と特別減税額(第二項の規定の適用があった場合には、当該第一回目控除未済当初給与と特別減税額から同項の規定による控除をした金額の合計額を控除した後の金額。以下この項及び次項において「引継控除未済当初給与と特別減税額」という。)があるときは、当該当初控除基準日在職者が当該他の給与支払者から最初に支払を受ける同年中の主たる給与等(同条第一項又は所得税法第九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「異動後の第一回目当初控除

適用給与等」という。)につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項において「異動後の第一回目当初控除適用給与等」に係る控除前源泉徴収税額」という。)から当該引継控除未済当初給与特別減税額(当該引継控除未済当初給与特別減税額が当該異動後の第一回目当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額を超える場合には、当該異動後の第一回目当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額)を控除した金額に相当する金額とし、当該控除をしてなおお控除しきれない引継控除未済当初給与特別減税額がある場合には、当該控除しきれない引継控除未済当初給与特別減税額を、当該異動後の第一回目当初控除適用給与等の支払を受けた日後に当該他の給与支払者から支払を受けた同年中の主たる給与等(次条第一項若しくは第二項の規定又は同法第九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「異動後の第二回目以降当初控除適用給与等」という。)につき同節の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額(以下この項において「異動後の第二回目以降当初控除適用給与等」に係る控除前源泉徴収税額」という。)から順次控除(それぞれ異動後の第二回目以降当初控除適用給与等に相当する金額をもって、それぞれの異動後の第二回目以降当初控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする)。

5 前項の規定は、当初控除基準日在職者が、大蔵省令で定めるところにより、所得税法第二百二十六条第一項の規定により当初控除基準日給与支払者から交付を受けた平成十年中の主たる給与等に係る源泉徴収票その他の書類(当該当初控除基準日在職者に係る第三項

に規定する当初給与特別減税額及び引継控除未済当初給与特別減税額が記載されたものに限る。)を他の給与支払者に提出した場合に限り、適用する。

第九次の次に次の一条を加える。

(居住者の平成十年八月以後に支払われる同年中の給与等に係る特別減税の額の控除)

第九次の二 平成十年八月一日において給与等の支払者から主たる給与等の支払を受ける者である居住者の同日以後最初に当該支払者から支払を受けた同年中の主たる給与等(所得税法第九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「第一回目追加控除適用給与等」という。)につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項及び次項において「第一回目追加控除適用給与等」に係る控除前源泉徴収税額」という。)から追加給与特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該追加給与特別減税額が当該第一回目追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該第一回目追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

2 前項の場合において、追加給与特別減税額を第一回目追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなおお控除しきれない金額(以下この項及び第四項において「第一回目控除未済追加給与特別減税額」という。)があるときは、当該第一回目控除未済追加給与特別減税額を、前項の居住者が第一回目追加控除適用給与等の支払を受けた日後に当該第一回目追加控除適用給与等の支払者から支払を受けた平成十年中の主たる給与等(所得税法第九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「第二回目以降追加控除適用給与等」という。)につき同

法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額(以下この項において「第二回目以降追加控除適用給与等」に係る控除前源泉徴収税額」という。)から順次控除(それぞれ第二回目以降追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。)をした金額に相当する金額をもって、それぞれの第二回目以降追加控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする。

3 前二項に規定する追加給与特別減税額は、二万円(第一回目追加控除適用給与等につき所得税法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額の計算の基礎となる同法第九百八十五条第一項第一号に規定する主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族である控除対象配偶者又は扶養親族、政令で定めるものに限る。)がある場合には、二万円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき一万円を加算した金額。以下この項及び第五項において「基本追加給与特別減税額」という。)とする。この場合において、平成十年七月三十一日において第一項の居住者に係る前条第二項に規定する第一回目控除未済当初給与特別減税額(同項の規定の適用があった場合においては、当該第一回目控除未済当初給与特別減税額から同項の規定による控除の合計額を控除した後の金額。以下この項において同じ。)又は同条第四項に規定する引継控除未済当初給与特別減税額(同項の規定の適用があった場合には、当該引継控除未済当初給与特別減税額から同項の規定による控除をした金額の合計額を控除した後の金額。以下この項において同じ。)があるときは、追加給与特別減税額は、当該基本追加給与特別減税額に当該第一回目控除未済当初給与特別減税額又は引継控除未済当初給与特別減税額を加算した金額とする。

4 平成十年八月一日において給与等の支払者(以下この項及び次項において「追加控除基準日給与支払者」という。)から主たる給与等の支払を受ける者である居住者(以下この項及び次項において「追加控除基準日在職者」という。)が、当該追加控除基準日給与支払者から第一回目追加控除適用給与等の支払を受けた日後に当該追加控除基準日給与支払者以外の者(以下この項及び次項において「他の給与支払者」という。)から同年中の主たる給与等の支払を受けることとなる場合において、当該追加控除基準日在職者に係る第一回目控除未済追加給与特別減税額(第二項の規定の適用があった場合には、当該第一回目控除未済追加給与特別減税額から同項の規定による控除をした金額の合計額を控除した後の金額。以下この項及び次項において「引継控除未済追加給与特別減税額」という。)があるときは、当該追加控除基準日在職者が当該他の給与支払者から最初に支払を受けた同年中の主たる給与等(所得税法第九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「異動後の第一回目追加控除適用給与等」という。)につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項において「異動後の第一回目追加控除適用給与等」に係る控除前源泉徴収税額」という。)から当該引継控除未済追加給与特別減税額(当該引継控除未済追加給与特別減税額が当該異動後の第一回目追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額を超える場合には、当該異動後の第一回目追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額)を控除した金額に相当する金額とし、当該控除をしてなおお控除しきれない引継控除未済追加給与特別減税額がある場合には、当該控除しきれない引継控除未済追加給与特別減税額を、当該異動後の第一

回目追加控除適用給与等の支払を受けた日後に当該他の給与支払者から支払を受ける同年中の主たる給与等(同法第九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「異動後の第二回目以降追加控除適用給与」という。)につき同節の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額(以下この項において「異動後の第二回目以降追加控除適用給与等」という。)から順次控除(それぞれの異動後の第二回目以降追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額という)から順次控除(それぞれの異動後の第二回目以降追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額という)を、それぞれ異動後の第二回目以降追加控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする。

5 前項の規定は、追加控除基準日在職者が、大蔵省令で定めるところにより、所得税法第二百二十六条第一項の規定により追加控除基準日給与支払者から交付を受けた平成十年中の主たる給与等に係る源泉徴収票その他の書類(当該追加控除基準日在職者に係る基本追加給与と特別減税額(前条第一項の規定の適用があった場合には、当該基本追加給与と特別減税額との合計額)及び引継控除未済追加給与と特別減税額が記載されたものに限り、適用する。)

6 第一項、第二項又は第四項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項、第二項又は第四項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額とみなす。

第十條第二項中「一万八千円を『三万八千円』に、『九千円を』一万九千円に改める。

第十一條第一項中(「所得税法第二百三條の五第四項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の際に經由した公的年金等の支払者から支払を受ける公的年金等」という。以下この項及び次項において同じ。)を削り、「特定公的年金等(の下に「次条第一項の規定の適用を受けるものを除く。」を加え、「当初控除適用公的年金等」を「第一回目当初控除適用公的年金等」に、「同法」を「所得税法」に、「年金特別減税額」を「当初年金特別減税額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、当初年金特別減税額を第一回目当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額(以下この項において「第一回目控除未済当初年金特別減税額」という。)があるときは、当該第一回目控除未済当初年金特別減税額を、前項の居住者が第一回目当初控除適用公的年金等の支払を受けた日後に当該第一回目当初控除適用公的年金等の支払者から支払を受ける平成十年中の特定公的年金等(次条第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「第二回目以降当初控除適用公的年金等」という。)につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額(以下この項において「第二回目以降当初控除適用公的年金等」という。)

この項において「第二回目以降当初控除適用公的年金等」に係る控除前源泉徴収税額(以下この項において「第二回目以降当初控除適用公的年金等」という。)

から順次控除(それぞれの第二回目以降当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。)をした金額に相当する金額をもって、それぞれの第二回目以降当初控除適用公的年金等につき同章の規定により徴収すべき所得税の額とする。

第十一條第三項中「年金特別減税額」を「当初年金特別減税額」に、「当初控除適用公的年金等」を「第一回目当初控除適用公的年金等」に改

め、同条第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(居住者の平成十年八月以後に支払われる同年中の公的年金等に係る特別減税の額の控除)

第十一條の二 平成十年八月一日(政令で定める公的年金等)にあつては、政令で定める日。以下この項及び第三項において「追加控除基準日」という。)において公的年金等の支払者から特定公的年金等の支払を受ける者である居住者の当該追加控除基準日以後最初に当該支払者から支払を受ける同年中の特定公的年金等(以下この条において「第一回目追加控除適用公的年金等」という。)につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項及び次項において「第一回目追加控除適用公的年金等」に係る控除前源泉徴収税額という。)

から追加年金特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該追加年金特別減税額が当該第一回目追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該第一回目追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

2 前項の場合において、追加年金特別減税額を第一回目追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額(以下この項において「第一回目控除未済追加年金特別減税額」という。)があるときは、当該第一回目控除未済追加年金特別減税額を、前項の居住者が第一回目追加控除適用公的年金等の支払を受けた日後に当該第一回目追加控除適用公的年金等の支払者から支払を受ける平成十年中の特定公的年金等(以下この項において「第二回目以降追加控除適用公的年金等」という。)につき所得税法第

四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額(以下この項において「第二回目以降追加控除適用公的年金等」に係る控除前源泉徴収税額という。)

から順次控除(それぞれの第二回目以降追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。)をした金額に相当する金額をもって、それぞれの第二回目以降追加控除適用公的年金等につき同章の規定により徴収すべき所得税の額とする。

3 前二項に規定する追加年金特別減税額は、二万円(第一回目追加控除適用公的年金等につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、二万円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき一万円を加算した金額。以下この項において「基本追加年金特別減税額」という。)

とする。この場合において、追加控除基準日の前日において第一項の居住者に係る前条第二項に規定する第一回目控除未済当初年金特別減税額(同項の規定の適用があった場合には、当該第一回目控除未済当初年金特別減税額から同項の規定による控除をした金額の合計額を控除した後の金額。以下この項において同じ。)があるときは、追加年金特別減税額は、当該基本追加年金特別減税額に当該第一回目控除未済当初年金特別減税額を加算した金額とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額とみなす。

第十二條中「第五條」を「第四條の二」に改め

(租税特別措置法の一部改正)

第二条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「百分の六」を「百分の十」に改め、同条第七項第二号中「第十一条」を「第十条の七」に改める。

第十条の二第一項及び第三項中「第十一条」を「第十条の七」に改める。

第十条の三第一項及び第三項中「第十一条」を「第十条の七」に改め、同条第四項中又は第十条の五第四項を「第十条の五第四項又は第十条の七第四項」に改める。

第十条の四第一項及び第三項中「第十一条」を「第十条の七」に改め、同条第四項中「場合に限り」を「場合に限り」とし、第十条の七第四項の規定の適用を受けるものに係る場合を除くことに、「同項第六号」を「第一項第六号」に改める。

第十条の五第一項及び第三項中「第十一条」を「第十条の七」に改め、同条第四項中「場合に限り」を「場合に限り」とし、第十条の七第四項の規定の適用を受けるものに係る場合を除くことに改める。

第十条の六の次に次の一条を加える。
(中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の七 第十条第三項に規定する中小企業者が、平成十年六月一日から平成十一年五月三十一日までの期間(第三項及び第四項において「指定期間」という。)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(第一号に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規模のものに限る。以下第四項まで及び第七項において「特定機械装置等」という。)を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に第三号に規定する事業を営む者で

政令で定めるものの以外の者の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。)に供した場合においては、その指定事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等(次条から第十六条まで(第十二条の二第一項を除く。)の規定の適用を受けるものを除く。)の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額(第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 機械及び装置並びに器具及び備品(器具及び備品については、事務処理の効率化等に資するものとして大蔵省令で定めるものに限る。)

二 車両及び運搬具(貨物の運送の用に供される自動車で長距離輸送の効率化等に資するものとして大蔵省令で定めるものに限る。)

三 政令で定める海上運送業の用に供される船舶

前項の規定により当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定機械装置等を指定事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定機械

装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下(金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができ)。

3 第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等(次条から第十六条まで(第十二条の二第一項を除く。)の規定の適用を受けるものを除く。)の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第六項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額(次項及び第五項において「事業所得に係る所得税額」という。)の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない同項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借(政令で定める要件を満たすものに限る。)をして、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合(その指定事業の用に供した日の属する年の十二月三十一日まで引き続き、当該指定事業の用に供している場合

に限る。)には、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該特定機械装置等(同項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。)の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第六項において「リース税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年におけるリース税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税の額の百分の二十に相当する金額(その年においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

は、当該個人のその年の前年(当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。)における税額控除限度額又はリース税額控除限度額のうち、第三項又は第四項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額(その年の前年において同項の規定の適用を受けた減価償却資産をその年において当該個人の営む指定事業の用に供しなくなった場合(当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなった場合を除く。))には、当該合計額から当該減価償却資産を当該指定事業の用に供しなくなった日から当該貸借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をいう。

7 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定機械装置等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8 第三項及び第四項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとす。

9 第五項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合に

において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

10 その年分の所得税について第三項から第五項までの規定の適用を受ける場合における所得税法第二十條第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第十條の七第三項から第五項まで(中小企業者が機械等を取寄せた場合等の所得税額の特別控除)」とする。

11 第四項に規定する減価償却資産につき同項又は第五項の規定による控除を受けた個人が、その控除を受けた年の翌年以後の各年において、当該減価償却資産の賃借に係る契約の期間内に当該減価償却資産を当該個人の営む指定事業の用に供しなくなった場合(事業の廃止、当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなった場合を除く。))には、当該減価償却資産につき第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額のうち当該指定事業の用に供しなくなった日から当該貸借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額についてはこれらの規定の適用がなかつたものとし、当該個人は、当該指定事業の用に供しなくなった日から四月以内に、第四項又は第五項の規定による控除を受けた年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

12 前項の規定を適用する場合における同項の指定事業の用に供しなくなった減価償却資産に係る第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額の計算の方法その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13 第十一項に規定する場合に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正を行う。

14 第十一項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十條の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七條第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第二十條の七第十一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一條第一項第一号並びに第六十五條第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二十一條第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一條第一項第二号及び第六十六條の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第十二條の二第一項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十一年五月三十一日」に改める。

第二十八條の三第三項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第三項中「第十一條」を「第十條の七」に改める。

第四十一條第二項第一号中「又は平成十年」を「から平成十一年までの各年」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 適用年が平成十二年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

る金額

イ 平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が千万円以下である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該住宅借入金等の金額がすべてその居住の用に供した日の属する年が平成九年である住宅の取得等に係るもの(以下この号において「平成九年居住分」に係る住宅借入金等の金額」という。))である場合 当該住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額

(2) 当該住宅借入金等の金額がすべてその居住の用に供した日の属する年が平成十年又は平成十一年である住宅の取得等に係るもの(以下この号において「平成十年又は平成十一年居住分」に係る住宅借入金等の金額」という。))である場合 当該住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額

(3) 当該住宅借入金等の金額がすべてその居住の用に供した日の属する年が平成十二年である住宅の取得等に係るもの(以下この号及び次号において「平成十二年居住分」に係る住宅借入金等の金額」という。))である場合 当該住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額

(4) 当該住宅借入金等の金額の合計額が平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合 当該平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額と当該平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額との合計額

- (5) 当該住宅借入金等の金額の合計額が平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、当該平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額と当該平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額との合計額
- (6) 当該住宅借入金等の金額の合計額が平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、当該平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額と当該平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額との合計額
- (7) 当該住宅借入金等の金額の合計額が平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額、平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合、当該平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額、当該平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額及び当該平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額の合計額
- ロ 平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が千円を超過する金額である場合、当該千円を超過する金額の一・五パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額
- (1) イ(1)に掲げる場合に該当する場合
十円
- (2) イ(2)に掲げる場合に該当する場合、イ(4)に掲げる場合に該当する場合であつて平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千円以上である場合、イ(6)に掲げる場合に該当する場合であつて平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千円以上である場合、イ(7)に掲げる場合に該当する場合であつて平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千円以上である場合、二十万円
- (3) イ(3)に掲げる場合に該当する場合又はイ(5)に掲げる場合に該当する場合であつて平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千円以上である場合、十五万円
- (4) イ(4)に掲げる場合に該当する場合であつて平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千円未満である場合、当該千円未満である金額の一・五パーセントに相当する金額と千円から当該千円未満である金額を控除した残額の一・五パーセントに相当する金額との合計額
- (5) イ(5)に掲げる場合に該当する場合であつて平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千円未満である場合、当該千円未満である金額の一・五パーセントに相当する金額と千円から当該千円未満である金額を控除した残額の一・五パーセントに相当する金額との合計額
- (6) イ(6)に掲げる場合に該当する場合であつて平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千円未満である場合、当該千円未満である金額の一・五パーセントに相当する金額と千円から当該千円未満である金額を控除した残額の一・五パーセントに相当する金額との合計額
- (7) イ(7)に掲げる場合に該当する場合であつて平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額に平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千円未満である場合、イ(6)に定める金額と千円から当該千円未満である金額を控除した残額の一・五パーセントに相当する金額との合計額
- (8) イ(7)に掲げる場合に該当する場合であつて平成十年又は平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額に平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千円以上である場合、当該千円以上である金額の一・五パーセントに相当する金額と千円から当該千円以上である金額を控除した残額の一・五パーセントに相当する金額との合計額
- ハ 平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二十万円を超過する場合、当該二十万円を超過する金額当該金額が千円を超過する場合、当該千円を超過する金額の〇・五パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額
- (1) ロ(1)に掲げる場合に該当する場合
二十万円
- (2) ロ(2)に掲げる場合に該当する場合
三十万円
- (3) ロ(3)に掲げる場合に該当する場合
二十五万円
- (4) ロ(4)に掲げる場合に該当する場合
ロ(4)に定める金額に十万円を加えた金額
- (5) ロ(5)に掲げる場合に該当する場合
ロ(5)に定める金額に十万円を加えた金額
- (6) ロ(6)に掲げる場合に該当する場合
ロ(6)に定める金額に十万円を加えた金額

(7) ロ(7)に掲げる場合に該当する場合

ロ(7)に定める金額に十万円を加えた金額

(8) ロ(8)に掲げる場合に該当する場合

ロ(8)に定める金額に十万円を加えた金額

第四十一条第二項第三号中「平成十一年」を「平成十三年」に、「平成十二年十二月三十一日」を「平成十三年十二月三十一日」に、「平成十一年」を「平成十二年」に改め、同項第四号中「平成十三年」を「平成十四年」に改める。

第四十二条の四第一項中「第四十二条の十一第二項」の下に、「第四十二条の十一第二項から第四項まで及び第六項を加え、同条第三項中「百分の六を百分の十」に改め、同条第八項第三号中「第四十三条」を「第四十二条の十一」に改める。

第四十二条の五第一項中「第四十三条」を「第四十二条の十一」に改め、同条第二項中「第四十二条の十一第二項」の下に、「第四十二条の十一第二項から第四項まで及び第六項を加え、」第四十三条を「第四十二条の十一」に改める。

第四十二条の六第一項中「第四十三条」を「第四十二条の十一」に改め、同条第二項中「第四十二条の十一第二項」の下に、「第四十二条の十一第二項から第四項まで及び第六項を加え、」第四十三条を「第四十二条の十一」に改め、同条第三項中又は第四十二条の十第二項を「第四十二条の十第二項又は第四十二条の十二第三項」に改め、同条第六項中「第四十二条の十第五項」の下に、「第四十二条の十二第六項」を加える。

第四十二条の七第一項中「第四十三条」を「第四十二条の十一」に改め、同条第二項中「第四十二条の十一第二項」の下に、「第四十二条の十一第二項から第四項まで及び第六項を加え、」第四十三条を「第四十二条の十二」に改め、同条第三項中「場合に限り」を「場合に限り」とし、第四十二条の十二第三項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く」に改め、同条第六項中「第四十二条の十第五項」の下に、「第四十二条の十二第六項」を加える。

第四十二条の八第一項中「第四十三条」を「第四十二条の十一」に改め、同条第二項中「第四十二条の十一第二項」の下に、「第四十二条の十二第二項から第四項まで及び第六項を加え、」第四十三条を「第四十二条の十二」に改め、同条第三項中「第四十二条の十第二項」の下に「又は第四十二条の十二第三項」を加え、同条第六項中「第四十二条の十第五項」の下に、「第四十二条の十二第六項」を加える。

第四十二条の九第一項中「第四十二条の十一第二項」の下に、「第四十二条の十二第二項から第四項まで及び第六項」を加え、第四十二条の十二第二項から第四項まで及び第六項を加え、第四十三条を「第四十二条の十二」に改める。

第四十二条の十第一項中「次条第二項」の下に「第四十二条の十二第二項から第四項まで及び第六項」を加え、第四十三条を「第四十二条の十二」に改め、同条第二項中「場合に限り」を「場合に限り」とし、第四十二条の十二第三項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く」に改め、同条第五項中「第四十二条の八第六項」の下に、「第四十二条の十二第六項」を加える。

第四十二条の十一第二項中「前条」の下に「次条第二項から第四項まで及び第六項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(中小企業者等が機械等取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の十一 第四十二条の四第三項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの(以下第三項までにおいて「中小企業者等」という。)が、平成十年六月一日から平成十一年五月三十一日までの期間、次項及び第三項において「指定期間」という。)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(第一号に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規模のものに限る。以下第三項までにおいて「特定機械装置等」という。)を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に(第三号に規定する事業を営む法人で政令で定めるもの以外の法人の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。)に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。)の当該特定機械装置等(次条から第四十九条まで(第四十五条の二第二項を除く。又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。))の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置

等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定機械装置等の取得価額(第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。))の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

一 機械及び装置並びに器具及び備品(器具及び備品については、事務処理の効率化等に資するものとして大蔵省令で定めるものに限る。)

二 車両及び運搬具(貨物の運送の用に供される自動車で長距離輸送の効率化等に資するものとして大蔵省令で定めるものに限る。)

三 政令で定める海上運送業の用に供される船舶

2 特定中小企業者等(中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人をいう。以下この項において同じ。)が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等(第一号に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規模のものに限る。以下第三項までにおいて「特定機械装置等」という。)を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項又は同項に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるときは、供用年度の所得に対する法人税の額(この項から第四項まで及び第六項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項及び第三項、第四十二条の六第二項から第四項まで及び第六項、第四十二条の七第二項から第四項まで及び第六項、第四十二条の八第

二項から第四項まで及び第六項、第四十二條の九、第四十二條の十、前条第二項並びに第六十八條の二並びに法人税法第六十七條から第七十條の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二條第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて同じ。からその指定事業の用に供した当該特定機械装置等(次条から第四十九條まで(第四十五條の二第一項を除く。又はこれらの規定に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該特定中小企業者等の供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 中小企業者等が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第一項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借(政令で定める要件を満たすものに限る。)をして、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合(その指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き、当該指定事業の用に供している場合に限る。)には、供用年度の所得に対する法人税の額からその指定事業の用に供した当該減価償却資産(同項第一号に掲げる減価償却資産に

あつては、その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。)の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第五項において「リース税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該中小企業者等の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額(当該供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 青色申告書を提出する法人が、各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額(当該事業年度においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第二項又は前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは

は、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度(当該事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限る。)における税額控除限度額又はリース税額控除限度額のうち、第二項又は第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額の合計額をいう)。

6 第三項に規定する減価償却資産につき同項の規定の適用を受けた法人が、当該適用を受けた事業年度後の各事業年度において、当該減価償却資産の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該減価償却資産を当該法人の営む指定事業の用に供しなくなった場合(当該法人の解散、当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなった場合を除く。)には、当該法人に対して課する当該指定事業の用に供しなくなった日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六條第一項から第三項まで及び第四百三十三條第六項、第四十二條の七第六項、第四十二條の八第六項、第四十二條の十第五項、第六十七

條の二第一項及び第六十八條の三第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該減価償却資産につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該指定事業の用に供しなくなった日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7 前項の規定の適用を受ける減価償却資産に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9 第二項及び第三項の規定は、確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

10 第四項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二條第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用す

る。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11 第二項から第四項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章(同法第七十二条及び第七十四条を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の二まで(税額控除)」とあるのは「第七十条の二まで(税額控除)又は租税特別措置法第四十二条の十二第二項から第四項まで(中小企業者等が機械等取得した場合等(法人税額の特別控除)と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の十二第二項から第四項まで(中小企業者等が機械等取得した場合等(法人税額の特別控除)と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中の規定を適用とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十

二第二項から第四項まで(中小企業者等が機械等取得した場合等の法人税額の特別控除)の規定を適用」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)及び租税特別措置法第四十二条の十二第二項から第四項まで(中小企業者等が機械等取得した場合等の法人税額の特別控除)」とする。

12 第六項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十二第六項(機械等を事業の用に供しなくなった場合の法人税額)」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十二第六項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

五 放送法(昭和二十五
年法律第三十二号)
第二十三条の二に規
定する放送事業者に該
当する法人で同条第二
号の五に規定するテレ
ビジョン放送を行うも
ののうち政令で定める
もの

平成十年六月一日から
平成十一年五月三十一
日まで

放送番組の効率的な制作に
著しく資する設備で大蔵省
令で定めるもの

百分の二十

第四十五条の二第一項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十年五月三十一日」に改める。

第五十二条の二第一項中「第四十二条の十二第一項の下に」、「第四十二条の十二第一項を加え、同条第二項中「第四十二条の十一第一項」の下に、「第四十二条の十二第一項を加え、

「同項後段」を「第四十二条の十一第一項後段」に、「同項」を「(第四十二条の十一第一項、」に改め、同条第三項中「第四十二条の十一第一項」の下に、「第四十二条の十二第一項を加え、

第五十二条の三第一項中「第四十二条の十一第一項の下に」、「第四十二条の十二第一項を加え、同項後段」を「第四十二条の十一第一項後段」に改める。

第六十一条の三第四項中「第四十三条」を「第四十二条の十一」に改める。

第六十二条第一項中「第四十二条の十第五項」の下に、「第四十二条の十二第六項を加え、同条第六項第二号中「第四十二条の十一」まで」を「第四十二条の十二」まで、「及び第四十二条の十一第一項」を、「第四十二条の十一第二項及び第四十二条の十二第二項」に改める。

第六十二条の三第一項及び第八項中「第四十二条の十第五項」の下に、「第四十二条の十二第六項を加え、同条第六項第二号中「第四十二条の十一」まで」を「第四十二条の十二」まで、「及び第四十二条の十一第二項」を、「第四十二条の十二第二項」を、「第四十二条の十一」に改める。

第六十三条第一項中「第四十二条の十第五項」の下に、「第四十二条の十二第六項を加え、

第六十四条第六項、第六十五条の七第七項及び第六十七条の四第六項中「第四十三条」を「第四十二条の十二」に改める。

第七十一条の十六第一項中「昭和二十五年法律第三十二号」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法第二十一条第三号の改正規定(第八条の三第四項後段、第八条の四第一項後段)を「第八条の三第四項第一号、第八条の五第一項後段」に改める部分に限る。は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第 号)の施行の日から施行する。

(居住者の年末調整に係る特別減税の額の控除に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法(以下「新特別減税法」という。第十条の規定は、平成十年中に支払うべき給与等とその最後に支払をする日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。以後であるものについて適用し、その最後に支払をする日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

(施行日前に死亡した者等に係る更正の請求)

第三条 施行日前に平成十年分の所得税につき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第百二十五条又は第百二十七条(これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。)の規定による確定申告書(第一条の規定による改正前の平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法第二条第六号に規定する確定申告書という。以下この条において同じ。)を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十八号)第二十五条の規

定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき施行日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があった場合には、その更正後の事項）につき新特別減税法の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、施行日から一年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四条 第二条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第十条第三項の規定は、平成十年分以後の所得税について適用し、平成九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（中小企業者の機械の特別償却に関する経過措置）

第五条 個人が平成十年五月三十一日以前に取得又は製作をした新租税特別措置法第十二条の二第一項に規定する機械及び装置（次項に規定する政令で定める機械及び装置を除く。）については、なお従前の例による。

2 個人が取得又は製作をして事業の用に供する新租税特別措置法第十二条の二第一項に規定する機械及び装置が政令で定める機械及び装置である場合における同項の規定の適用については、同項中「平成十年五月三十一日」とあるのは、「平成十一年三月三十一日」とする。

3 前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十条から第十条の六まで、第十二

条の二、第十三条から第十四条まで、第十六条、第二十八条の三、第三十三条の六及び第三十七條の三（新租税特別措置法第三十七條の五第二項及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定に規定する新租税特別措置法第十二条の二第一項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとする。

（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六条 新租税特別措置法第四十二条の四第三項の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（中小企業者等の機械の特別償却に関する経過措置）

第七条 法人が平成十年五月三十一日以前に取得又は製作をした新租税特別措置法第四十五条の二第一項に規定する機械及び装置（次項に規定する政令で定める機械及び装置を除く。）については、なお従前の例による。

2 法人が取得又は製作をして事業の用に供する新租税特別措置法第四十五条の二第一項に規定する機械及び装置が政令で定める機械及び装置である場合における同項の規定の適用については、同項中「平成十年五月三十一日」とあるのは、「平成十一年三月三十一日」とする。

3 前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の四から第四十二条の十一まで、第四十五条の二、第四十六条から第四十七條まで、第四十九条、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十一条の三、第六十四条（新租税特別措置法第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む。）、第六十五条の七（新租税特別措置法第六十五条の八第七項並びに阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十條第五項及び第二十一条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十七条の四の規定の適用については、これらの規定に規定する新租税特別措置法第四十五条の二第一項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとする。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第八条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「又は平成十年」を「から平成十一年までの各年」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 特例適用年が平成十二年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が千万円以下である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1) 当該住宅借入金等の金額の総額が再

建住宅借入金等の金額の合計額及びその居住の用に供した日の属する年が平成九年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の合計額（以下この号において「平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額」という。）から成る場合 当該再建住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額と当該平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額との合計額

(2) 当該住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の合計額及びその居住の用に供した日の属する年が平成十年又は平成十一年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の合計額（以下この号において「平成十年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額」という。）から成る場合 当該住宅借入金等の金額の二パーセントに相当する金額と当該平成十年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額との合計額

(3) 当該住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の合計額及びその居住の用に供した日の属する年が平成十二年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の合計額（以下この号及び次号において「平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額」という。）から成る場合 当該再建住宅借入金等の金額の合計額

の二パーセントに相当する金額と当該平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

(4) 当該住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の合計額、平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額及び平成十年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額から成る場合 当該再建住宅借入金等の金額の合計額に当該平成十年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額の二パーセントに相当する金額と当該平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

(5) 当該住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の合計額、平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額及び平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額から成る場合 当該再建住宅借入金等の金額の合計額に当該平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額及び当該平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額の合計額

(6) 当該住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の合計額、平成

十年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額及び平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額から成る場合 当該再建住宅借入金等の金額の合計額に当該平成十年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額の二パーセントに相当する金額と当該平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

(7) 当該住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の合計額、平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額、平成十年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額及び平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額から成る場合 当該再建住宅借入金等の金額の合計額に当該平成十年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額の二パーセントに相当する金額、当該平成九年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額及び当該平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額の合計額

口 平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が千万円を超え二千万円以下である場合、当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する金

額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額

(1) イ(1)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額が千万円以上である場合、イ(2)に掲げる場合に該当する場合、イ(3)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額が千万円以上である場合、イ(4)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額に平成十年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千万円以上である場合、イ(5)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額に平成十年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千万円以上である場合、イ(6)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額に平成十年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千万円以上である場合、イ(7)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額に平成十年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千万円以上である場合、二十万円

(2) イ(1)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額が千万円未満である場合、当該千万円未満である金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円

未満である金額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額

(3) イ(3)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額が千万円未満である場合、当該千万円未満である金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

(4) イ(4)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額に平成十年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千万円未満である場合、当該千万円未満である金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

(5) イ(5)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額に平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千万円未満である場合、イ(3)に定める金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

(6) イ(5)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額に平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千万円以上であり、かつ、当該再建

平成十年五月二十九日 参議院會議録第三十一号

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

三三

住宅借入金等の金額の合計額が千円未満である場合 当該千円未満である金額の二パーセントに相当する金額と千円から当該千円未満である金額を控除した残額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

(7) イ(6)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額に平成十年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千円未満である場合 当該千円未満である金額の二パーセントに相当する金額と千円から当該千円未満である金額を控除した残額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

(8) イ(7)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額に平成十年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額及び平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の合計額が千円未満である場合 イ(6)に定める金額と千円から当該千円未満である金額を控除した残額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

(9) イ(7)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額に平成十年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額及び平成十二年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の合計額が千

万円以上であり、かつ、当該再建住宅借入金等の金額の合計額に当該平成十年又は平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千円未満である場合 当該千円未満である金額の二パーセントに相当する金額と千円から当該千円未満である金額を控除した残額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

ハ 平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千円未満の場合は、千円)の〇・五パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額

(1) ロ(1)に掲げる場合に該当する場合 三十万円

(2) ロ(2)に掲げる場合に該当する場合

(3) ロ(3)に掲げる場合に該当する場合

(4) ロ(4)に掲げる場合に該当する場合

(5) ロ(5)に掲げる場合に該当する場合

(6) ロ(6)に掲げる場合に該当する場合

(7) ロ(7)に掲げる場合に該当する場合

(8) ロ(8)に掲げる場合に該当する場合

(9) ロ(9)に掲げる場合に該当する場合

第十六条第二項第三号中「平成十二年を」を「平成十三年を」に改め、同号イ中「平成十二年十二月三十一日」を「平成十三年十二月三十一日」に、「前号イ(2)」を「前号イ(3)」に、「同号イ(2)」を「同号イ(3)」に、「平成十一年を」を「平成十二年を」に改め、同号ロ中「平成十二年十二月三十一日」を「平成十三年十二月三十一日」に、「前号イ(2)」を「前号イ(3)」に、「平成十一年を」を「平成十二年を」に改め、同号ハ中「平成十二年十二月三十一日」を「平成十三年十二月三十一日」に改め、同項第四号中「平成十三年を」を「平成十四年」に改める。

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第三項及び第三百二十一条の八第三項中「第四十二條の十第五項」の下に、「第四十二條の十二第六項を加える。

平成十年五月二十九日

行財政改革・税制等に関する特別委員長 遠藤 要

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、当面の経済状況等を踏まえ、平成十年度分の個人住民税について定額による特別減税の額の引上げ等を行うとともに、不動産取得税について宅地建物取引業者による一定の住宅及びその用に供する土地の取得に係る特例措置を講ずることとし、あわせて、これらの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴う平成十年度の地方税の減収見込額は、五千十三億円である。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十年五月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

六号)の一部を次のように改正する。

附則第三条の四第二項及び第四項中「八千円」を「一万七千円」に、「四千円」を「八千五百円」に改める。

附則第三条の五第一項中「第三百二十条本文」を「次項の規定により読み替えて適用される第三百二十条本文」に、「六月分金額」を「七月分金額」に、「六月中」を「七月中」に改め、同条第二項中「前項の規定の適用がある場合における第三百二十条の規定の適用については」を「第三百二十条の規定の適用については、平成十年度分の個人の市町村民税に限り」に改め、「同条中」の下に「六月」とあるのは「七月」とを加え、「あるのは」を「あるのは」に、「とする」を「と」、「六月中」とあるのは「七月中」とするに改め、同条第三項中「六月中」を「七月中」に改める。

附則第三条の六を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第三百二十一条の四第二項の規定の適用については、平成十年度分の個人の市町村民税に限り、同項中「五月三十一日」とあるのは、「六月三十日」とする。

附則第十一条の三第二項中「又は第七十三条の二十七の第二項」を、「第七十三条の二十七の第二項又は次条第十四項」に改める。

13 道府県は、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第一条第三号に規定する宅地建物取引業者(以下本項から第十六項までにおいて「宅地建物取引業者」という。)が個人から住宅(人の居住の用に供されたこと

があるもので政令で定めるものに限る。以下

本項から第十六項までにおいて「特定住宅」という。)を取得した場合において、当該個人が特定居住者(当該特定住宅を当該取得があつた日の一年前の日から引き続き九月以上その居住の用に供していた者又はこれに準ずる者として自治省令で定める者をいう。以下本項及び次項において同じ。)であり、かつ、当該取得の日から六月以内に当該特定住宅を当該特定居住者以外の個人にその居住の用に供するために譲渡したときは、当該宅地建物取引業者による当該特定住宅の取得に対して課する不動産取得税については、第七十三条の十四第三項の規定の適用がある場合を除き、当該取得が平成十年七月一日から平成十二年六月三十日までの間に行われたときに限り、一月につき、当該税額から当該特定住宅が新築された時において施行されていた地方税法第七十三条の十四第一項の規定により価格から控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

14 道府県は、宅地建物取引業者が特定住宅の用に供する土地を当該特定住宅に係る特定居住者から当該特定住宅とともに取得し、当該特定住宅の取得の日から六月以内に当該土地を当該特定住宅とともに当該特定居住者以外の個人に譲渡した場合において、当該宅地建物取引業者による当該特定住宅の取得に対して課する不動産取得税について前項の規定の適用があるときは、当該宅地建物取引業者による当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、第七十三条の二十四第二項

の規定の適用がある場合を除き、当該取得が平成十年七月一日から平成十二年六月三十日までの間に行われたときに限り、当該税額から百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある特定住宅一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が二百を超える場合においては、二百とする。))を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

15 前二項の規定は、第十三項の宅地建物取引業者による特定住宅の取得又は前項の宅地建物取引業者による特定住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税につき次項の規定により準用する第七十三条の二十五第一項の規定により徴収猶予がなされた場合を除き、当該特定住宅又は当該土地を取得した宅地建物取引業者から、当該道府県の条例で定めるところにより、当該特定住宅又は当該土地の取得につき前二項の規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。

16 第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、第十三項の宅地建物取引業者による特定住宅の取得又は第十四項の宅地建物取引業者による特定住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について

て準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中「土地の取得」とあるのは「附則第十一条の四第十三項の同項に規定する宅地建物取引業者(以下本項において「宅地建物取引業者」という。))による同条第十三項に規定する特定住宅(以下本条及び第七十三条の二十七において「特定住宅」という。))の取得又は附則第十一条の四第十四項の宅地建物取引業者による特定住宅の用に供する土地の取得」と、「当該土地の取得者」とあるのは「当該特定住宅又は当該土地を取得した宅地建物取引業者」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同条第十三項又は第十四項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該特定住宅の取得の日から六月以内」と、「当該土地に係る」とあるのは「当該特定住宅又は当該土地に係る」と、同条第二項中「当該土地」とあるのは「当該特定住宅又は当該土地」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一条の四第十三項又は第十四項」と、第七十三条の二十七第一項中「土地」とあるのは「特定住宅又は特定住宅の用に供する土地」と、「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一条の四第十三項又は第十四項」と読み替えるものとする。

附則第十一条の五第二項中「第七十三条の二

十四第一項又は第二項を「第七十三条の二十四第一項若しくは第二項又は前条第十四項」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の見出し中「特別減税」を「特別減税等」に改め、同条第一項中「平成十年度」の下に「及び平成十一年度」を加え、「地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成十年法律第二号)第一条を」を「地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成十年法律第二号)第一条に、「次項を」以下「の条」に、「同年度の減収額」を「当該各年度の減収額及び平成十年改正後の地方税法附則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る平成十年度の減収額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により起こすことができる平成十年度及び平成十一年度の地方債の額は、都道府県にあつては第一号に掲げる額とし、市町村にあつては第二号に掲げる額とする。

一 イ及びロに掲げる額の合算額(平成十一年度にあつては、イに掲げる額)

イ 平成十年改正後の地方税法附則第三条の四の規定の適用がないものとした場合における当該都道府県の当該各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額から当該都道府県の当該各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成十年改正後の地方税法附則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定の適用がないものとした場合における当該都道府県の平成十年度の不動産取得税の収入見込額から当該都道府県の同年度の不動産取得税の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額

二 平成十年改正後の地方税法附則第三条の四の規定の適用がないものとした場合における当該市町村の当該各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額から当該市町村の当該各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額

この法律は、平成十年五月三十一日から施行する。

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
平成十年五月二十九日

行財政改革・税制等
に關する特別委員長 遠藤 要
参議院議長 齋藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成十年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税及び譲与税

配付金特別会計の借入金を増額し、あわせて同年度に限り緊急地域経済対策費を設ける等の改正を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

れられる特例加算額のうち旧法附則第四条の二第三項の規定において平成十年度分の交付税の総額に計算することとされてきた額から第二号に掲げる額を控除した額に相当する額 二千六百六億円

一、費用
本法律施行のため、平成十年度一般会計補正予算において、所得税等の減収により、地方交付税交付金が四千七百十三億六千万円減額修正されることに伴い、特例加算額四千七百十三億六千万円が同交付金として歳出計上されるとともに、同十年度交付税特別会計補正予算配付金勘定において、地方交付税を増額することにより必要な同交付金が四千億増額修正されることに伴い、同勘定借入金四千億円が歳入に計上されている。

四の三 前号の特例加算額のうち同号に掲げる額以外の額 二千七百七億六千万円
附則第四条第六号中「十六兆四千四百三十三億七千八百九十九万円」を「十六兆八千四百三十三億七千八百九十九万円」に改める。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十年五月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 齋藤 十朗殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律
(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。
附則第四条第四号の次に次の二号を加える。
四の二 前各号に掲げる額以外の額として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入

附則第四条第一項中「地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成十年法律第二号)」の二を次のように改正する。
附則第四条第一項中「地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二十二号)」の二を次のように改正する。

第二条 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第十七号)の一部を次のように改正する。
附則第四条第一項中「地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二十二号)」の二を次のように改正する。

十五年法律第二百二十六号)附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成十年度の減収見込額を削り、「道府県にあっては」の下に「第一号に掲げる額」を、「市町村にあっては」の下に「第二号に掲げる額」を加え、同項に次の各号を加える。

一 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項において「平成十年改正後の地方税法」という。附則第三条の四の規定による個人の道府県民税に係る特別減税による平

成十年度の減収見込額

ロ 平成十年改正後の地方税法附則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る平成十年度の減収見込額

二 平成十年改正後の地方税法附則第三条の四の規定による個人の市町村民税に係る特別減税による平成十年度の減収見込額

附則第四条第二項を次のように改める。
前項第一号に掲げる額(以下この項において「減収見込額」という。)は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一 道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となった納税義務者数等の数及び課税標準等の額
二 不動産取得税	前々年度における不動産取得税の課税標準等の額

附則第四条に次の一項を加える。

3 第二項第二号に掲げる額(以下この項において「減収見込額」という。)は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目について、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
市町村民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となった納税義務者数等の数及び課税標準等の額

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第三条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭

和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表以外の部分中「十九兆

平成十年五月二十九日 参議院会議録第三十一号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

九百一億二千八百一十九万九千九百九十九円を「十九兆四千九百一億二千八百一十九万九千九百九十九円」に改め、同項の表中「九千一億円」を「九千二百五十二億円」に、「一兆二百五十三億円」を「一兆五百二十九億円」に、「一兆七百五十二億円」を「一兆二千五百六億円」に、「一兆九百二十億円」を「一兆三千二百五十四億円」に、「一兆四千二百六億円」を「一兆四千五百七十三億円」に、「一兆五千六百十五億六千万円」を「一兆六千九百九十六万六千円」に、「一兆三千三百三十二億四千万円」を「一兆三千五百七十七億四千万円」に、「八千八百五十三億五千万円」を「九千三百四十二億五千万円」に、「五千九百七十一億円」を「六千五百九億円」に、「四千三百八十七億八千万円」を「四千九百七十九億八千万円」に改める。

附則第七条中「第四号」を「第四号の三」に改め、同条第三号の表中「五千三百七十六億八千万円」を「四千七百四十六億八千万円」に、「千八百五十八億円」を「千六百四十六億円」に、「二千五百五十七億円」を「二千三百四十七億円」に、「三千四百六十三億円」を「三千八十九億円」に、「三千八百二十五億円」を「三千四百三十五億円」に、「四千二百四十四億円」を「三千八百三十六億円」に、「四千六百八十八億円」を「四千二百五十八億円」に、「四千六百三十億七千四百八十八万九千九百九十九円」を「四千七百七十四億四千四百八十八万九千九百九十九円」に、「五千三百五十五億円」を「五千九十二億円」に、「四千六百四億円」を「四千三百十四億円」に、「三千五百十五億円」を「三千百九十六億円」に、「二千五百十二億円」を「二千六百六十一億円」に、「千四百八十七億円」を「千三百三億円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十年度分の地方交付税から適用する。

(緊急地域経済対策費の基準財政需要額への算入)

第三条 平成十年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用
道府県	緊急地域経済対策費	人口	一人につき 一、八〇〇円
市町村	緊急地域経済対策費	人口	一人につき 一、二〇〇円

2 前項の測定單位の數値は、次の表の上欄に掲げる測定單位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示單位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定單位の數値は、地方公共団体の態容その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

測定單位	測定單位の數値の算定の基礎	表示單位
人口	官報で公示された最近の國勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人

投票者氏名

日程第一 中小企業信用保險法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一九五名

阿部 正俊君 青木 幹雄君
芦尾 長司君 井上 吉夫君
井上 孝君 井上 裕君
石井 道子君 石川 弘君
石渡 清元君 板垣 正君
岩井 國臣君 岩崎 純三君
上杉 光弘君 上野 公成君
浦田 勝君 海老原義彦君
遠藤 要君 小野 清子君
尾辻 秀久君 大河原太一郎君
大木 浩君 太田 豊秋君
岡 利定君 岡野 裕君
岡部 三郎君 狩野 安君
鹿熊 安正君 笠原 潤君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
上吉原一天君 龜谷 博昭君
河本 英典君 木宮 和彦君

北岡 秀二君 久世 公堯君
国井 正幸君 倉田 寛之君
小山 孝雄君 鴻池 祥肇君
佐々木 満君 佐藤 泰三君
斎藤 文夫君 坂野 重信君
清水嘉子君 清水 達雄君
塩崎 恭久君 下稻葉耕吉君
陣内 孝雄君 須藤良太郎君
末広まきこ君 鈴木 政二君
鈴木 貞敏君 鈴木 正孝君
世耕 政隆君 関根 則之君
田沢 智治君 田村 公平君
高木 正明君 竹山 裕君
谷川 秀善君 常田 亨詳君
中島 眞人君 中曾根弘文君
中原 爽君 永田 良雄君
長尾 立子君 長峯 基君
横崎 泰昌君 成瀬 守重君
西田 吉宏君 野沢 太三君
野間 越君 南野知恵子君
長谷川道郎君 橋本 聖子君
馳 浩君 畑 恵君

林 芳正君 林田悠紀夫君
平田 耕一君 二木 秀夫君
保坂 三蔵君 真鍋 賢二君
松浦 功君 松村 龍二君
溝手 顕正君 宮崎 秀樹君
宮澤 弘君 村上 正邦君
守住 有信君 矢野 哲朗君
山本 一太君 依田 智治君
吉川 芳男君 吉村剛太郎君
足立 良平君 朝日 俊弘君
伊藤 基隆君 石田 美栄君
今泉 昭君 小川 勝也君
勝木 健司君 萱野 茂君
川橋 幸子君 久保 亘君
小島 慶三君 小林 元君
小山 峰男君 齋藤 勲君
笹野 貞子君 菅野 久光君
竹村 泰子君 角田 義一君
寺崎 昭久君 寺澤 芳男君
直嶋 正行君 中尾 則幸君
長谷川 清君 平田 健二君
広中和歌子君 松前 達郎君
峰崎 直樹君 吉田 之久君
和田 洋子君 薬科 満治君
荒木 清寛君 猪熊 重二君
魚住裕一郎君 牛嶋 正君
海野 義孝君 大久保直彦君
加藤 修一君 木庭健太郎君
白浜 一良君 高野 博師君
武田 節子君 但馬 久美君
続 訓弘君 益田 洋介君
松 あきら君 山本 保君
渡辺 孝男君 赤桐 操君

反対者氏名

〇名

日程第二 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一九四名

阿部 正俊君

青木 幹雄君

及川 一夫君 梶原 敬義君
日下部徳代子君 志苦 裕君
清水 澄子君 鈴木 和美君
瀬谷 英行君 谷本 巍君
照屋 寛徳君 田 英夫君
洲上 貞雄君 三重野栄子君
村沢 牧君 山本 正和君
渡辺 四郎君 阿部 幸代君
有働 正治君 緒方 靖夫君
笠井 亮君 須藤美也子君
立木 洋君 西山登紀子君
橋本 敦君 筆坂 秀世君
山下 芳生君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 阿曾田 清君
泉 信也君 田村 秀昭君
高橋 令則君 戸田 邦司君
永野 茂門君 平野 貞夫君
星野 朋市君 佐藤 道夫君
西川きよし君 山田 俊昭君
奥村 展三君 堂本 曉子君
水野 誠一君 矢田部 理君
山口 哲夫君 岩瀬 良三君
菅川 健二君 石井 一二君
椎名 素夫君 武田邦太郎君
松尾 官平君

芦尾 長司君	井上 吉夫君
井上 孝君	井上 裕君
石井 道子君	石川 弘君
石渡 清元君	板垣 正君
岩井 國臣君	岩崎 純三君
上野 公成君	浦田 勝君
海老原義彦君	遠藤 要君
小野 清子君	尾辻 秀久君
大河原太一郎君	大木 浩君
太田 豊秋君	岡 利定君
岡野 裕君	岡部 三郎君
狩野 安君	鹿熊 安正君
笠原 潤一君	片山虎之助君
金田 勝年君	釜本 邦茂君
鎌田 要人君	上吉原一天君
龜谷 博昭君	河本 英典君
木宮 和彦君	北岡 秀二君
久世 公堯君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小山 孝雄君
鴻池 祥肇君	佐々木 満君
佐藤 泰三君	斎藤 文夫君
坂野 重信君	清水嘉与子君
清水 達雄君	塩崎 恭久君
下稻葉耕吉君	陣内 孝雄君
須藤良太郎君	末広まきこ君
鈴木 政二君	鈴木 貞敏君
鈴木 正孝君	世耕 政隆君
関根 則之君	田沢 智治君
田村 公平君	高木 正明君
竹山 裕君	谷川 秀善君
常田 享祥君	中島 眞人君
中曾根弘文君	中原 爽君

永田 良雄君	長尾 立子君
長峯 基君	横崎 泰昌君
成瀬 守重君	西田 吉宏君
野沢 太三君	野間 越君
南野知恵子君	長谷川道郎君
橋本 聖子君	馳 浩君
畑 恵君	林 芳正君
平田 耕一君	二木 秀夫君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
松浦 功君	松村 龍二君
溝手 顯正君	宮崎 秀樹君
宮澤 弘君	村上 正邦君
守住 有信君	矢野 哲朗君
山本 一太君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
足立 良平君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	石田 美笑君
今泉 昭君	小川 勝也君
勝木 健司君	萱野 茂君
川橋 幸子君	久保 巨君
小島 慶三君	小林 元君
小山 峰男君	齋藤 勤君
笹野 貞子君	菅野 久光君
竹村 泰子君	角田 義一君
寺崎 昭久君	寺澤 芳男君
直嶋 正行君	中尾 則幸君
長谷川 清君	平田 健二君
広中和歌子君	松前 達郎君
峰崎 直樹君	吉田 之久君
和田 洋子君	藁科 満治君
荒木 清寛君	猪熊 重二君
魚住裕一郎君	牛嶋 正君

海野 義孝君	大久保直彦君
加藤 修一君	木庭健太郎君
白浜 一良君	高野 博師君
武田 節子君	但馬 久美君
統 訓弘君	益田 洋介君
松 あきこ君	山本 保君
渡辺 孝男君	赤桐 操君
及川 一夫君	梶原 敬義君
日下部徳代子君	志苦 裕君
清水 澄子君	鈴木 和美君
瀬谷 英行君	谷本 巍君
照屋 寛徳君	田 英夫君
淵上 貞雄君	三重野栄子君
村沢 牧君	山本 正和君
渡辺 四郎君	阿部 幸代君
有働 正治君	緒方 靖夫君
笠井 亮君	須藤美也子君
立木 洋君	西山登紀子君
筆坂 秀世君	山下 芳生君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
阿曾田 清君	泉 信也君
扇 千景君	田村 秀昭君
高橋 令則君	戸田 邦司君
永野 茂門君	平井 卓志君
平野 貞夫君	星野 明市君
佐藤 道夫君	西川きよし君
山田 俊昭君	奥村 展三君
堂本 曉子君	水野 誠一君
矢田部 理君	山口 哲夫君
岩瀬 良三君	菅川 健二君
石井 一二君	椎名 素夫君
武田邦太郎君	松尾 官平君

反対者氏名 ○名

日程第三 特定家庭用機器再商品化法案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一八〇名

阿部 正俊君	青木 幹雄君
芦尾 長司君	井上 吉夫君
井上 孝君	井上 裕君
石井 道子君	石川 弘君
石渡 清元君	板垣 正君
岩井 國臣君	岩崎 純三君
上野 公成君	浦田 勝君
海老原義彦君	遠藤 要君
小野 清子君	大河原太一郎君
大木 浩君	太田 豊秋君
岡 利定君	岡野 裕君
岡部 三郎君	狩野 安君
鹿熊 安正君	笠原 潤一君
片山虎之助君	金田 勝年君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君
河本 英典君	北岡 秀二君
国井 正幸君	小山 孝雄君
佐々木 満君	斎藤 文夫君
清水嘉与子君	塩崎 恭久君
陣内 孝雄君	末広まきこ君
鈴木 貞敏君	世耕 政隆君
鈴木 正孝君	

関根 則之君	田沢 智治君
田村 公平君	高木 正明君
竹山 裕君	谷川 秀善君
常田 享詳君	中島 眞人君
中曾根弘文君	中原 爽君
永田 良雄君	長尾 立子君
長峯 基君	榑崎 泰昌君
成瀬 守重君	西田 吉宏君
野沢 太三君	野間 勉君
南野知恵子君	長谷川道郎君
橋本 聖子君	馳 浩君
畑 恵君	林 芳正君
林田悠紀夫君	平田 耕一君
二木 秀夫君	保坂 三蔵君
真鍋 賢二君	松浦 功君
松村 龍二君	溝手 顯正君
宮崎 秀樹君	宮澤 弘君
村上 正邦君	守住 有信君
矢野 哲朗君	山本 一太君
依田 智治君	吉川 芳男君
吉村剛太郎君	足立 良平君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今泉 昭君
小川 勝也君	勝木 健司君
菅野 茂君	川橋 幸子君
久保 亘君	小島 慶三君
小林 元君	小山 峰男君
齋藤 勲君	笹野 貞子君
菅野 久光君	竹村 泰子君
角田 義一君	寺崎 昭久君
寺澤 芳男君	直嶋 正行君
中尾 則幸君	長谷川 清君

平田 健二君	広中和歌子君
松前 達郎君	峰崎 直樹君
吉田 之久君	和田 洋子君
藁科 満治君	荒木 清寛君
猪熊 重二君	魚住裕一郎君
牛嶋 正君	海野 義孝君
大久保直彦君	加藤 修一君
木庭健太郎君	白浜 一良君
高野 博師君	武田 節子君
但馬 久美君	統 訓弘君
益田 洋介君	松 あきら君
山本 保君	渡辺 孝男君
赤桐 操君	及川 一夫君
梶原 敬義君	日下部代子君
志苦 裕君	清水 澄子君
鈴木 和美君	瀬谷 英行君
谷本 鶴君	照屋 寛徳君
田 英夫君	洲上 貞雄君
三重野栄子君	村沢 牧君
山本 正和君	渡辺 四郎君
阿曾田 清君	泉 信也君
扇 千景君	田村 秀昭君
高橋 令則君	戸田 邦司君
永野 茂門君	平井 卓志君
平野 貞夫君	星野 朋市君
佐藤 道夫君	西川きよし君
山田 俊昭君	奥村 展三君
堂本 暁子君	水野 誠一君
岩瀬 良三君	智川 健二君
石井 一二君	椎名 素夫君
武田邦太郎君	松尾 官平君

反対者氏名

阿部 幸代君	有働 正治君
緒方 靖夫君	笠井 亮君
須藤美也子君	立木 洋君
西山登紀子君	橋本 敦君
筆坂 秀世君	山下 芳生君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
矢田部 理君	山口 哲夫君

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

阿部 正俊君	青木 幹雄君
芦尾 長司君	井上 吉夫君
井上 孝君	井上 裕君
石井 道子君	石川 弘君
石渡 清元君	板垣 正君
岩井 國臣君	岩崎 純三君
上野 公成君	浦田 勝君
海老原義彦君	遠藤 要君
尾辻 秀久君	大河原太一郎君
大木 浩君	太田 豊秋君
岡 利定君	岡野 裕君
岡部 三郎君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君

等原 潤一君	片山虎之助君
金田 勝年君	釜本 邦茂君
鎌田 要人君	上吉原一天君
龜谷 博昭君	河本 英典君
木宮 和彦君	久世 公堯君
国井 正幸君	倉田 寛之君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君
佐々木 満君	佐藤 泰三君
斎藤 文夫君	坂野 重信君
清水嘉与子君	清水 達雄君
塩崎 恭久君	下福葉耕吉君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 政二君
鈴木 貞敏君	鈴木 正孝君
世耕 政隆君	関根 則之君
田沢 智治君	田村 公平君
高木 正明君	竹山 裕君
谷川 秀善君	常田 享詳君
中島 眞人君	中原 爽君
永田 良雄君	長尾 立子君
長峯 基君	榑崎 泰昌君
成瀬 守重君	西田 吉宏君
野沢 太三君	野間 勉君
南野知恵子君	長谷川道郎君
橋本 聖子君	馳 浩君
畑 恵君	平田 耕一君
二木 秀夫君	保坂 三蔵君
真鍋 賢二君	松浦 功君
松村 龍二君	溝手 顯正君
宮崎 秀樹君	宮澤 弘君
村上 正邦君	守住 有信君
矢野 哲朗君	山本 一太君

反对者氏名

依田 智治君
赤桐 操君
梶原 敬義君
志苦 裕君
谷本 巍君
田 英夫君
三重野 栄子君
山本 正和君
奥村 展三君
吉川 芳男君
及川 一夫君
日下部 禮代子君
鈴木 和美君
照屋 寛徳君
洲上 貞雄君
村沢 牧君
渡辺 四郎君

七六名

足立 良平君
伊藤 基隆君
今泉 昭君
岡崎 トミ子君
久保 亘君
小林 元君
齋藤 勁君
菅野 久光君
角田 義一君
直嶋 正行君
長谷川 清君
広中和 歌子君
峰崎 直樹君
和田 洋子君
荒木 清寛君
魚住 裕一郎君
海野 義孝君
加藤 修一君
高野 博師君
但馬 久美君
益田 洋介君
朝日 俊弘君
石田 美栄君
小川 勝也君
菅野 茂君
小島 慶三君
小山 峰男君
笹野 貞子君
竹村 泰子君
寺崎 昭久君
中尾 則幸君
平田 健二君
松前 達郎君
吉田 之久君
薬科 満治君
猪熊 重二君
牛嶋 正君
大久保 直彦君
木庭 健太郎君
武田 節子君
統 訓弘君
松 あきら君

山本 保君
阿部 幸代君
緒方 靖夫君
須藤 美也子君
西山 登紀子君
筆坂 秀世君
吉岡 吉典君
阿曾 清君
扇 千景君
高橋 令則君
永野 茂門君
平野 貞夫君
佐藤 道夫君
山田 俊昭君
山口 哲夫君
菅川 健二君
武田 邦太郎君
渡辺 孝男君
有働 正治君
笠井 亮君
立木 洋君
橋本 敦君
山下 芳生君
吉川 春子君
泉 信也君
田村 秀昭君
戸田 邦司君
平井 卓志君
星野 朋市君
西川 きよし君
矢田部 理君
岩瀬 良三君
椎名 素夫君
松尾 官平君

平成十年五月二十九日 参議院会議録第三十一号

四〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京一〇五—八四四五
二番四丁目
大蔵省印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本号一部
送料別
二二〇〇円